

## 第1章 計画策定の沿革と目的

### 第1節 計画策定の沿革

史跡佐伯城跡<sup>さいきじょうあと</sup>は、佐伯市東部を流れる番匠川<sup>ばんじょう</sup>の河口付近にある東西約900m、南北約1kmに広がる標高144mの城山に築かれた近世城郭跡である。佐伯市教育委員会は佐伯城跡について、平成21年度（2009）から平成25年度（2013）にかけて測量調査、平成27年度（2015）から令和3年度（2021）にかけて石垣調査及び絵図・文献史料調査、建造物調査、発掘調査を含めた総合調査を行った。これらの調査成果から、佐伯城跡は中世山城の構造を持ちながら近世築城技術を融合した城郭であり、江戸時代を通じて山頂部の曲輪の維持に加え山体の保護も行ってきた稀有な近世城郭であるとして、令和5年（2023）3月20日に国の史跡指定を受けた。

史跡指定に至るまで佐伯市は、昭和58年（1983）に佐伯市歴史的環境保存条例を制定し、城山の豊かな自然と、江戸時代の城下町の風情を残す景観の保護を行ってきた。平成4年（1992）からは都市公園としての運用を開始し、平成28年度（2016）には城山の生態系や佐伯城跡の価値を適切に保存し、市民共有の財産として活用するために「佐伯城山の活用・保存等に関する基本方針」を定めた。その後、令和元年度（2019）に佐伯市文化財保護条例により佐伯城跡を佐伯市指定史跡とし、文化財保護の対象とした。令和2年（2020）には佐伯市歴史的環境保存条例を廃止し、「佐伯市景観計画」を策定して、同条例の趣旨を引き継ぎ、佐伯城跡周辺を「重点的な景観保護を行う地域」として定めた。佐伯城跡はこうした数々の取組の対象となってきたが、文化財としての保存・活用の基本方針を示した計画は策定しておらず、佐伯市教育委員会は令和5年度（2023）に「佐伯市文化財保存活用地域計画」（以下、「地域計画」という。）を策定し、佐伯市内の歴史文化資源の総合的な保存・活用のアクションプランを示すなかで、史跡佐伯城跡の保存活用計画の策定を措置に掲げた。

一方で、史跡佐伯城跡では日常的に小規模な斜面崩壊や洗掘、倒木等に加えシカやイノシシによる掘り返しが生じている。また、災害時の被害については特に近年の極端な気象によって被害の大規模化が懸念される。最近は台風や集中豪雨による被害が多く、平成28年（2016）9月の台風16号による雄池<sup>おんいけ</sup>と雌池<sup>めんいけ</sup>間の斜面の崩落や、令和6年（2024）8月の台風10号による登山道の洗掘や斜面地での倒木等が発生した。また、佐伯市は近年発生が予測されている南海トラフ巨大地震の「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、このような自然災害への対策が急務となっている。

さらに、佐伯市を代表する観光資源としての期待も高まっている。（公財）日本城郭協会「続日本100名城」への選定、国史跡への指定を受け、石垣の顕在化のための樹木整理に対する地域住民からの要望も強まっている。また、令和4年（2022）に三の丸に建設されていた佐伯文化会館を老朽化のため解体したことから、三の丸の具体的な活用方法の検討も必要となっている。

このように、史跡佐伯城跡の保存・活用・整備等に関する現状と課題の把握と、それに基づく今後の基本方針、方法を明確にする必要が生じていることから、史跡佐伯城跡保存活用計画（以下、「本計画」という。）を策定する。

## 第2節 計画の目的

史跡佐伯城跡は歴史文化的及び自然環境的観点から佐伯市のシンボルとして親しまれ維持管理されているが、近年増加及び激甚化の傾向にある台風や集中豪雨、地震等の自然災害の被害等により、良好な状態での継承が危ぶまれている。

本計画は、文化財保護法に基づき史跡佐伯城跡を適切に保存し、次世代へ確実に継承していくため、史跡の本質的価値を明確化した上で、より効果的かつ効率的な保存、整備、活用等の実現を目指すための基本方針を定めることを目的とする。

## 第3節 計画策定の体制

佐伯市教育委員会は史跡佐伯城跡保存活用計画策定委員会設置要綱（令和6年（2024）8月9日施行）に基づき、「史跡佐伯城跡保存活用計画策定委員会」（以下、「委員会」という。）を設置した。本計画の策定は、委員会の審議及び文化庁文化財第二課、大分県教育庁文化課の指導・助言を得て実施した。

### 3-1 委員会設置要綱

（委員会の設置）

第1条 史跡佐伯城跡保存活用計画の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため、史跡佐伯城跡保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）史跡佐伯城跡保存活用計画の策定に関すること。
- （2）史跡佐伯城跡保存活用計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、史跡佐伯城跡保存活用計画に関し必要な事項。

（組織）

第3条 委員会は、委員7人以内及び特別指導者1人をもって組織する。

2 委員及び特別指導者（以下これらを「委員等」という。）は、文化財について所見を有する者その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（委員等の任期等）

第4条 委員等の任期は、委嘱又は任命の日から史跡佐伯城跡保存活用計画を策定する日までとする。ただし、委員等が委嘱され、又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、任期中であっても委員等の職を失う。

（会長及び副会長）

第5条 委員会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があるときは、委員会の会議に委員等以外の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

## (専門部会)

第7条 委員会は、史跡佐伯城跡保存活用計画に係る専門的事項を協議するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。  
 3 専門部会に部会長を置き、会長が指名する。  
 4 専門部会の会議は会長が招集し、部会長がその議長となる。  
 5 前条第2項の規定は、専門部会について準用する。

## (庁内部会)

第8条 委員会に、史跡佐伯城跡保存活用計画の策定に係る各課との連携及び調整を図り、委員会の円滑な運営を確保するため、庁内部会を置く。

- 2 庁内部会は、庁内部会長及び庁内部会員をもって組織する。  
 3 庁内部会長には社会教育課長の職にある者を、庁内部会員は次の表に掲げる職にある者をもって充てる。

区 分	職 名
庁内部会員	地域振興課長 観光・国際交流課長 都市計画課長 林業課長 防災危機管理課長

- 4 第6条の規定は、庁内部会について準用する。

## (守秘義務)

第9条 委員会の委員等並びに専門部会及び庁内部会に属する者は、職務上知り得た秘密を漏らしはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (庶務)

第10条 委員会、専門部会及び庁内部会の庶務は、社会教育課において処理する。

## (委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会、専門部会及び庁内部会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年8月9日から施行する。

## (最初の会議の招集)

- 2 この要綱の施行の日以降及び委員等の任期満了の日後最初に招集する委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、社会教育課長が招集する。

## 3-2 委員会の組織

表1-1 委員会名簿

## ○委員（◆…会長、◇…副会長）

専門分野	氏名	所属・役職
近世史	佐藤 晃洋 ◆	竹田市歴史文化館・由学館 館長（令和6年度） 学芸員（令和7年度）
石垣整備・復旧	佐伯 治 ◇	元竹田市教育委員会文化財課長
考古学	上野 淳也	別府大学 文学部 教授
地盤工学	杉本 知史	長崎大学大学院 工学研究科 准教授
植物学・自然環境	瀬口 三樹弘	大分県文化財保護指導委員
城郭史	宮武 正登	佐賀大学 全学教育機構 教授（令和6年度） 地域学歴史文化研究センター 教授 （令和7年度）
史跡整備	吉永 浩二	大分県文化財保護指導委員

## ○特別指導者

専門分野	氏名	所属・役職
近世史	豊田 寛三	大分大学・別府大学 名誉教授

## ○指導・助言

文化庁文化財第二課
大分県教育庁文化課

## ○庁内部会（■…部会長）

所属・役職	氏名
社会教育課長 ■	丸山 純一（令和6年度）、神崎 郁也（令和7年度）
地域振興課長	成松 重雄（令和6年度）、徳丸 伸一（令和7年度）
観光・国際交流課長	田中 良生（令和6年度）、宮田 耕一（令和7年度）
都市計画課長	安藤 博光
林業課長	三浦 靖弘（令和6年度）、後藤 弘喜（令和7年度）
防災危機管理課長	武石 康磨

## ○事務局

所属・役職		氏名	
佐伯市 教育委員会	教育長	宗岡 功	
	教育部長	久々宮 克也	
	社会教育課長	丸山 純一（令和6年度）、神崎 郁也（令和7年度）	
	文化財係	総括主幹	鶴原 和重
		副主幹	河原 尚志
		副主幹	福田 聡
		会計年度任用職員	福永 素久（令和6年度）、眞部 勉（令和7年度）

## 3-3 委員会の経過

表1-2 委員会開催概要

会議	開催日	主な審議事項
令和6年度 第1回 史跡佐伯城跡 保存活用計画策定委員会	令和6年(2024) 10月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画素案における第1章～第3章について</li> <li>・佐伯城跡の本質的価値と構成要素について</li> <li>・「三の丸」の確認調査について</li> </ul>
令和6年度 第2回 史跡佐伯城跡 保存活用計画策定委員会	令和7年(2025) 3月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画素案第1章～第3章の確認について</li> <li>・計画素案第4章の検討について</li> </ul>
令和7年度 第1回 史跡佐伯城跡 保存活用計画策定委員会	令和7年(2025) 5月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画素案第1章～第3章における修正事項について</li> <li>・計画素案第4章～第6章の検討について</li> </ul>
令和7年度 第2回 史跡佐伯城跡 保存活用計画策定委員会	令和7年(2025) 8月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画素案第1章～第5章における修正事項について</li> <li>・計画素案第6章～第11章の検討について</li> </ul>
令和7年度 第3回 史跡佐伯城跡 保存活用計画策定委員会	令和7年(2025) 11月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画素案第1章～第4章の修正について</li> <li>・計画素案第5章～第6章の修正について</li> <li>・計画素案第7章～第11章の修正について</li> </ul>

#### 第4節 計画の位置付け（上位・関連計画）

本計画は、佐伯市の最上位計画である「第2次佐伯市総合計画」を反映するとともに、文化財における上位計画である地域計画や関連する個別計画と整合、連携を図りながら策定した。

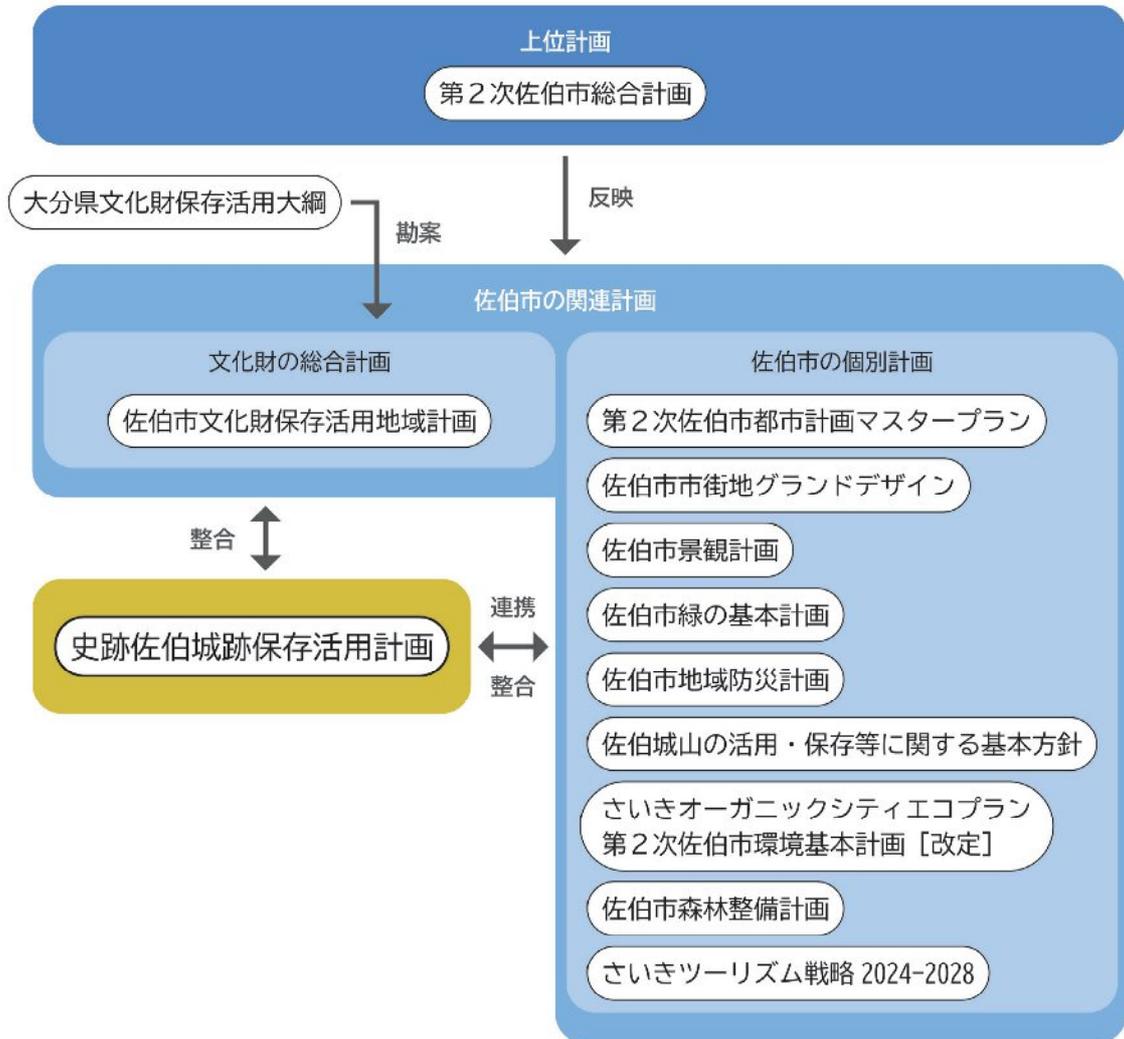


図1-1 本計画の位置付け

## 4-1 上位計画

## ○第2次佐伯市総合計画

[平成30年(2018)4月策定(後期基本計画 令和5年(2023)3月策定)]

計画期間	平成30年度(2018)～令和9年度(2027)
概要	佐伯市の最上位計画であり、佐伯市が進める取組や事業の根拠となる基本的な考え方を総合的かつ体系的に整理し、基本計画で具体的な取組の方向性を示している。 <b>《将来像》 地域が輝く「佐伯がいちばん」の人・まちづくり</b>
本計画との 関連事項	<p>i) <b>基本政策1 豊かな自然環境と安全・安心な生活環境の創生</b> [自然・生活環境]  [主な施策] 快適で安定した生活環境の構築  ■城山歴史公園など、都市公園の整備</p> <p>(4) <b>公園緑地の整備</b>  [基本方針] ウ 城山歴史公園を市民の憩い・交流・学習・集い・活動・健康づくりの場所として整備し、さらに観光資源としての魅力づくりを図ります。  [主な取組] ウ 城山歴史公園の整備  (ア) 老朽化した施設及び景観に配慮した登山道の整備  (イ) 自然環境と調和のとれた間伐・除伐及び剪定</p> <p>ii) <b>基本政策4 人が学び、人が生き、人が育つ教育の創生</b> [教育文化]  [主な施策] 市民文化の創造と文化財・伝統文化の継承  ■佐伯城跡の国指定史跡化後の活用など、文化財・伝統文化の保存・活用の取組</p> <p>(4) <b>市民文化の創造と文化財・伝統文化の継承</b>  [基本方針] イ 地域の文化財・伝統文化を把握し、歴史文化施設の活動等により情報を発信して、市民の理解を深めるとともに、学校教育と連携して後継者を育成し、市全体で保存・活用を図る体制を構築します。  [主な取組] イ 文化財・伝統文化の保存と活用  (ア) 文化財・伝統文化を調査・把握及び佐伯城跡の国指定史跡化後の活用など、行政・教育機関・民間が協働した保存・活用</p> <p>iii) <b>基本政策5 地域資源をいかした産業と観光の創生</b> [産業振興]  [主な施策] 観光産業の振興  ■歴史・文化や地場産業を活用した体験型の周遊観光の推進</p> <p>(6) <b>観光産業の振興</b>  [基本方針] ア 自然、歴史、文化資源、「食」など、これまでの観光を進めるとともに、農林水産業や造船業等に観光の視点を加えた観光産業を育成します。  [主な取組] 佐伯の強みをいかした観光素材の開発  ア 観光産業の育成  (ア) 佐伯城跡、城山、城下町、戦争遺跡、文化資源等を活用した観光の推進</p>

## 4-2 佐伯市の関連計画

○佐伯市文化財保存活用地域計画 [令和6年(2024)3月策定]

計画期間	令和6年度(2024)～令和9年度(2027)
概要	<p>佐伯市が有する指定文化財268件(令和5年(2023)8月時点)を含む佐伯市民のアイデンティティを構成する多様な歴史文化資源の保存・活用にかかる基本的なアクション・プランを示している。</p> <p>≪将来像≫ 市民だれもが佐伯市の歴史文化に誇りを持ち、語ることが出来る</p>
本計画との関連事項	<p><b>i) 歴史文化資源群⑦佐伯の殿様浦でもつ 佐伯藩と毛利家</b>          [構成歴史文化資源] 佐伯城三ノ丸櫓門、佐伯城跡、佐伯城下町ほか          [措置] 68「佐伯城跡」の保存活用計画の策定          69「佐伯城跡」の適切な維持管理          70 佐伯藩に関わる歴史文化資源を活用した地域ブランドの強化          71 市民サポーターの充実による佐伯市歴史資料館の収蔵資料の整理・公開の推進          72 歴代藩主や佐伯藩の特徴に関する調査研究と情報発信の継続          73『佐伯藩史料 温故知新録』の刊行          74 旧城下町の景観整備の推進          49 歴史文化資源を活用したイベントの実施          75 歴代藩主や佐伯藩の特徴をテーマとした講座・教室等による情報発信の推進</p> <p><b>ii) 歴史文化資源群⑧初代佐伯藩主 毛利高政</b>          [構成歴史文化資源] 佐伯城跡、佐伯城下町ほか          [措置] 76 毛利高政を紹介する教材の作成          77 毛利高政をテーマとした講座・教室等による情報発信の推進          78 毛利高政の漁業施策に関する情報発信の推進          79「佐伯藩政史料」の詳細目録の作成と公開</p>

## ○第2次佐伯市都市計画マスタープラン [令和5年(2023)12月策定]

計画期間	令和5年(2023)～令和25年(2043)
概要	<p>「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、まちづくりの基本理念や将来都市像、地域ごとのあるべき姿、そのための方針等を示している。</p> <p>≪将来都市像≫ 地域が輝く「佐伯がいちばん」の人・まちづくり</p>
本計画との 関連事項	<p>≪まちづくりの基本方針≫</p> <p>7 歴史・文化を受け継ぎ、佐伯らしさを活かすまちの形成</p> <p>市民のシンボルである城山や城下の風情が漂う街並み、豊かな産物による食文化といった佐伯市固有の歴史や文化、景観などを活かした個性あるまちを目指します。</p> <p><b>i) 将来都市構造</b></p> <p><b>(1) 都市拠点</b></p> <p>1) 大手前・市役所周辺都市拠点</p> <p>商業施設等が立地する大手前周辺や仲町周辺、行政サービスが立地する市役所周辺並びに歴史的な街並みが残る山際通り周辺を中心としてにぎわいや活力・魅力にあふれた多様な市民の交流の場となる拠点の形成を図ります。</p> <p><b>ii) 土地利用の方針</b></p> <p><b>(10) 森林・自然緑地・公園等【山地ゾーン】</b></p> <p>○佐伯市総合運動公園や城山歴史公園、濃霞山公園といった市街地の背景となる自然景観や自然環境を形成する重要な場については、「佐伯市景観計画」及び「佐伯市緑の基本計画」に基づき、保全・活用に努めます。</p> <p><b>iii) 市街地形成の方針</b></p> <p><b>1 魅力ある市街地の形成</b></p> <p>○旧城下町周辺においては、地域の歴史や文化資源を活かし、便利で過ごやすく、人が集い、活発に交流し、ふれあうまちづくりを推進します。</p> <p><b>3 快適な市街地空間の保全</b></p> <p>○城山や濃霞山、中川、中江川など、市街地内の自然環境を保全します。</p> <p>○「佐伯市景観計画」にて景観形成重点地区に指定されている山際通り周辺地区及び船頭町地区において、歴史的まち並み景観や四季の彩りを感じる緑豊かなまち並み景観の形成に努めるとともに都市の快適性を高める空間として保全・活用します。</p>

本計画との  
関連事項

iv) 公園・緑地整備の方針

3 まちづくりにおける緑の整備

○「佐伯市緑の基本計画」において緑化重点地区に設定された城山・山際通り周辺地区、大手前・船頭町地区においては、「佐伯市景観計画」と連動・補完して良好な景観形成を図ることを目指し、緑化の推進及び緑の保全・活用に努めます。

4 レクリエーション拠点の充実

○市民のレクリエーション活動の場となっている佐伯市総合運動公園、城山歴史公園をはじめとする既存の施設については、レクリエーション拠点としての機能を維持し、更なる有効利用を促進するとともに周辺環境を活かし充実を図ります。

v) 市街地地域

≪地域の将来像≫ 長年育まれた豊かな資産と都市機能を活かした、活用とにぎわいのある質の高いまち

[方向性] 3) にぎわいの中にも歴史と潤いを感じる美しさのあるまちづくり

[主な整備方針]

- 番匠川などの河川や市街地の背景となっている城山、濃霞山、長島山などの森林、女島地区の優良農地などは、市街地内の貴重な自然環境として保全を図ります。
- 景観形成重点地区である城山周辺や船頭町の景観保全を図ります。あわせて、国指定文化財である城山等の歴史資源や現在の良好な居住環境の保全を進めます。

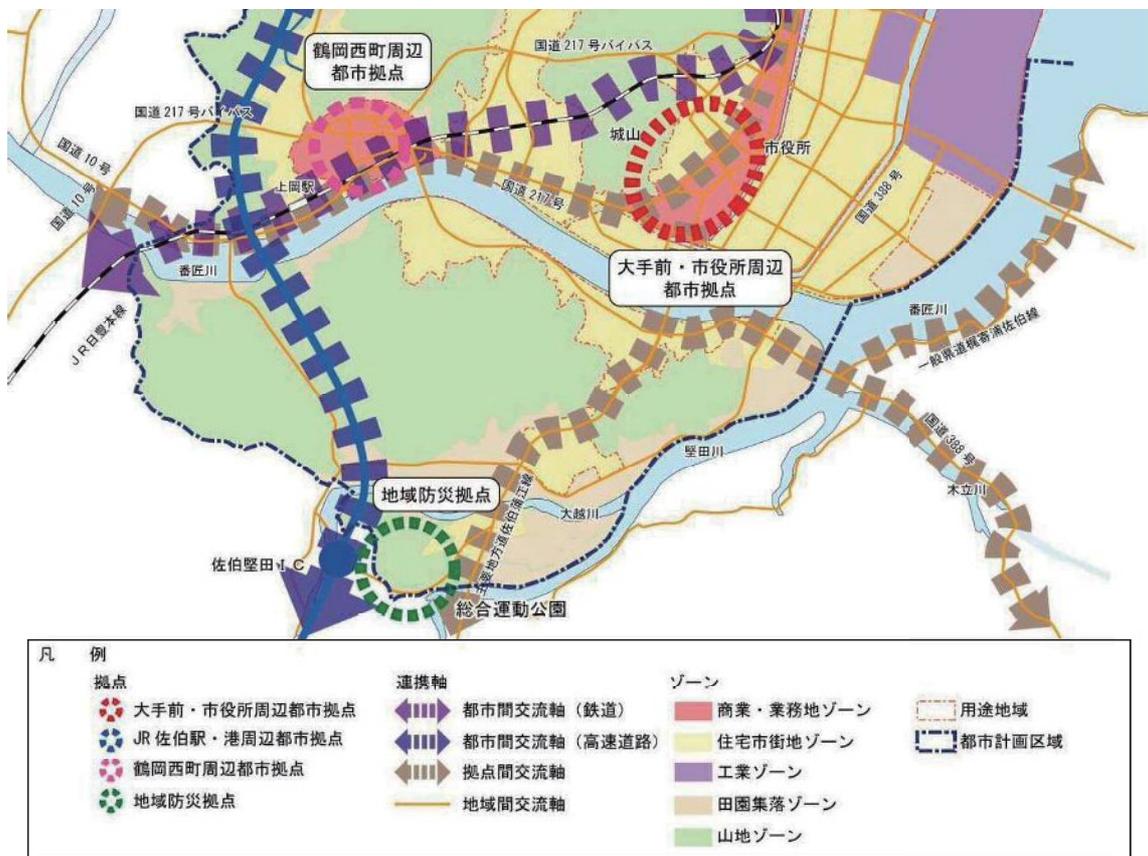


図1-2 将来都市構造図(市街地) (『第2次佐伯市都市計画マスタープラン』原図を編集)

## ○佐伯市市街地グランドデザイン

[令和2年(2020)3月策定(第1期実施計画 令和5年(2023)7月第1回変更)]

計画期間	令和3年度(2021)～令和23年度(2041) (第1期実施計画 令和3年度(2021)～令和7年度(2025))
概要	佐伯市の城下町エリア(城山～大手町～仲町～船頭町)、駅前・港エリア(佐伯駅とその周辺～葛港)を対象に都市機能を活かした活力と賑わいのあるまちづくり、より質の高い居住環境を形成するための20年後を見据えた構想・考え方を示し、実施計画で具体的な取組を示している。 <b>《まちづくりのテーマ》 歴史・文化と海が癒し、輝けるまちづくり</b>
将来像	<b>《将来像》 1：【活力】</b> 様々な都市機能が集積する交流の場となるまち <b>2：【特色】</b> 「食」の魅力・城下町を活かした来訪者が多いまち <b>《城下町エリアのテーマ》</b> 歴史・文化が薫る、歩きたくなる城下町 <b>[整備方針] 1 「歴史・文教ゾーン」</b> 城山・山際通りの歴史的環境の保存・充実 <b>[重点プロジェクト] B</b> 山際通り周辺エリア魅力向上プロジェクト
本計画との関連事項	<b>(1) 山際通り周辺における景観形成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・佐伯城三ノ丸櫓門や薬医門、国木田独歩館などの伝統的な建造物、連続した白壁、石畳の道を保全します。</li> <li>・三の丸のムクノキや養賢寺のイチヨウ、モチノキなど重要な景観資源である樹木を保護・保存します。</li> <li>・市街地から城山の石垣が見える景観を確保します。</li> </ul> <b>i) 施策(2) 市民の財産である城山の景観環境整備、活用</b> <p>[概要] 城山からの眺望確保、石垣の保全、登山道の整備、サイン整備等の環境整備や、城山に関するイベントを開催することによって、佐伯市のシンボル、健康づくりの場とします。また、自然環境に配慮した上で、市街地から城山の石垣が見える景観を確保します。</p> <p>[実施事業] 文化会館跡地利活用事業</p> <b>ii) 施策(3) 公共施設跡地の活用による、大手前と山際通りの連携強化</b> <p>[概要] 三余館や文化会館跡地の活用、イベント開催や駐車場整備等による機能の充実や、大手前と山際通りをつなぐ動線の強化、魅力の向上を図ります。</p> <p>[実施事業] (再) 文化会館跡地利活用事業、佐伯市景観形成・活用促進事業</p>

○佐伯市景観計画〔令和2年（2020）3月策定〕

<p>概要</p>	<p>「佐伯市の地域固有の美しい景観の形成や地域への愛着・誇りの醸成、景観を生かした交流を推進し、地域の魅力向上、将来の担い手育成、地域のファンの増加につながる景観づくりの方針を示している。</p> <p>《景観づくりの理念》 さいきの街は浦でもつ 浦の恵みは里でもつ</p>
<p>本計画との 関連事項</p>	<p><b>i) 街エリア（佐伯・佐伯東・渡町台・鶴岡・八幡）</b>  <b>[基本方針]</b>  <u>1) 景観を「守る」</u>          ○佐伯城跡や佐伯五山、五所明神社などの神社・仏閣、濃霞山や長島山の戦争遺跡、掩体壕などの遺構は、地域固有の景観資源であるため、その周辺の景観も含めた一体的な保全を図ります。          ○山際通り周辺地区の歴史と文学のみちでは、建造物の修景や自然素材の活用、桜並木や紅葉など四季の演出により、城下町の風情を感じさせる歴史的な街並みの景観の保全を図ります。  <u>3) 景観を「生かす」</u>          ○市街地や穏やかな海、島々を一望できる城山や濃霞山などの視点場では、滞留空間としての整備やアクセスのしやすい登山道の整備などにより、訪れやすい視点場の形成を進めます。          ○佐伯城跡の石垣清掃ボランティアなどの地域の歴史的な景観を守り、育てるための取組を促進します。          ○国木田独歩が書き残した景観などの新たな価値付けを検討し、景観資源の魅力・価値の向上を図ります。</p> <p><b>ii) 景観形成重点地区－山際通り周辺地区－</b>  <b>[基本方針]</b>  <u>①地区の背景となる緑豊かな城山の保全・活用</u>          ○佐伯市のシンボルであり、照葉樹林などの植生やムササビ・オオイタサンショウウオなど生物の生息域でもある城山景観保存地区では、「緑の基本計画」等と連携し、豊かな自然環境の保全を図ります。          ○城下町の背景となる城山の山並みを保全するため、無秩序な開発や建造物、工作物等の適切な誘導を図ります。          ○佐伯市のランドマークである城山の価値をさらに高めるために、佐伯城跡の石垣がある頂上部においては、自然環境と調和の取れた間伐及び剪定等を行い、石垣を見せることで更なる魅力づくりに努めます。          ○市街地を一望できる城山では、佐伯城跡など歴史的な景観資源と調和した滞留空間の整備やアクセスのしやすい登山道の整備などにより、魅力的な視点場の形成を進めます。</p>

<p>本計画との 関連事項</p>	<p>②武家屋敷の風情を残す歴史的街並み景観の保全・形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○佐伯城三ノ丸櫓門や薬医門、国木田独歩館などの伝統的な建造物、連続した白壁の保全を図るとともに、石畳の道など一体となった武家屋敷の風情の残る街並み景観の保全を図ります。</li> <li>○伝統的な建造物や背景の城山との調和に配慮した建造物や工作物の適切な誘導を図ります。</li> <li>○道路や公園などの公共空間では、歴史的な建造物や街並みと調和した空間の整備など、武家屋敷の風情を演出する景観の形成に努めます。</li> <li>○特に、道路付属物については、「景観に配慮した道路付属物等ガイドライン」(国土交通省道路局)を基本とした整備を行うとともに、街並みと調和した街灯の設置や電線・電柱の地中化を図ることで街並み景観の演出に努めます。</li> </ul> <p>③四季の彩りを感じる緑豊かな街並み景観の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○街並み景観に彩りを与える樹木の保護・保存及び山際通りの桜並木紅葉など街路樹の適切な維持管理の継続に努めるとともに、緑化の推進等を図り、四季の彩りを感じることができる街並み景観の保全・形成を図ります。</li> </ul>
-----------------------	--

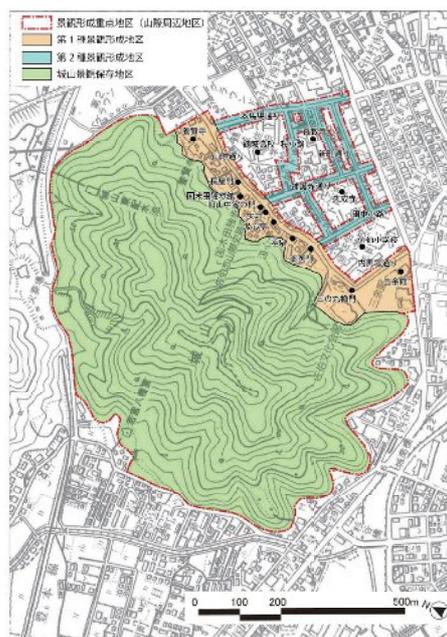


図1-3 山際通り周辺地区区域図  
(『佐伯市景観計画』より引用)

○佐伯市緑の基本計画 [令和2年(2020)3月策定]

<p>計画期間</p>	<p>令和2年(2020)～令和12年(2030)</p>
<p>概要</p>	<p>都市緑地法第4条に基づき、佐伯市内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する取組を総合的かつ計画的に実施するための方策を示している。  <b>《理念》「山」と「川」と「海」の恵みを生かし、みんなで育てる、緑豊かな佐伯</b></p>
<p>本計画との 関連事項</p>	<p>《市街地ゾーンの方向性》          市街地ゾーンは、人口が集積し市街地が形成されているゾーンであり、生活環境の改善や都市景観の向上を図るべきゾーンです。このゾーンでは、佐伯市のシンボルである城山を中心とした市街地の自然環境を保全すると同時に緑化の推進を図ります。</p>

本計画との  
関連事項

i) 基本方針1) 緑を「守る」・・・緑の保全

③歴史・文化の背景となっている佐伯固有の緑の保全を図ります

[施策] 1 歴史的資源の保全と観光保全の一体的推進

佐伯市のシンボルとなっている城山は、その周囲も含めて歴史的環境保存地区として歴史的資源と環境が保全されてきました。城山以外にも社寺とその周辺の社寺等が一体となって、歴史的な緑が保全されてきました。今後もこれらの貴重な緑の保全を図ります。

城山の山頂に残る石垣は、「佐伯城山の活用・保存等に関する基本方針」「城山歴史公園整備計画」に基づき、重要な景観資源として保存・保護に努めるため、防災や生態系への影響に配慮しながら周辺の樹木の間伐及び剪定等を図ります。

ii) 基本方針2) 緑を「整える」・・・緑の価値の向上

①市街地景観や市街地環境の向上に向けた市街地の緑化を推進します

[施策] 4 景観形成重点地区と連動した緑化重点地区の指定(重点プロジェクト)

ー城山・山際通り周辺地区ー

[基本方針]

■佐伯市のシンボルであり、地区の背景となる緑豊かな城山の保全・管理・活用

- ・石垣が残る歴史的な環境とコジイなどの照葉樹林やムササビ・オオイタサンショウウオなどの生息域であり、佐伯市のシンボルである城山は、佐伯城山の活用・保存等に関する基本方針や景観形成重点地区、保安林指定による規制と連携し、豊かな自然環境の保全・管理・活用を図ります。

- ・佐伯市のランドマークである城山の価値を高めるために、佐伯城跡の石垣がある頂上部においては、自然環境と調和のとれた間伐及び剪定等を行い、石垣を見せることでさらなる魅力づくりに努めます。



図1-4 緑化重点地区区域図  
(『佐伯市緑の基本計画』より引用)

## ○佐伯市地域防災計画〔令和7年（2025）3月修正〕

概要	災害対策基本法第42条の規定に基づき、佐伯市における災害に関し、佐伯市及び防災関係機関などが処理すべき事務または業務の大綱などを示している。
本計画との 関連事項	<p><b>i) 文化財の災害予防対策</b></p> <p><u>(1) 文化財防災施設の設置促進</u></p> <p>ア 建造物 有形文化財、有形民俗文化財、史跡内建造物に対し、次の事項の促進を指導する。 (ア) ドレンチャー及び放水銃式防災施設工事の施工 (イ) 火災報知機の完備 (ウ) 消火器の完備 (エ) 防火用水そうの整備 (オ) 避雷針の完備 (カ) 電气的安全度の検査の実施</p> <p><u>(2) 文化財防災施設の維持管理</u></p> <p>ア 防火用水そう・モーター・消火設備の放水銃等の検査を定期的に、また、火災報知機、消火器の点検を恒常的に実施する。 イ それぞれの文化財所在单位で、消火訓練及び文化財の搬出訓練を積極的に実施する。</p> <p><u>(3) 文化財防災施設設置の実施</u> 文化財について防災施設を設置するものとする。</p> <p><b>ii) 文化財構造物及び公開・収蔵施設の耐震性確保</b></p> <p><u>(1) 文化財構造物及び公開・収蔵施設に関する事業の基本方針</u> 不特定多数の者が観賞等を目的とした利用を行う文化財構造物及び公開・収蔵施設については、耐震診断により、これらの耐震化を推進する。</p> <p><u>(2) 文化財構造物及び公開・収蔵施設に関する事業の実施</u> 文化財構造物の修理・修復事業にあたっては、耐震診断等を実施し文化財的価値を損なうことなく、耐震措置を講じることができるよう事業体系の整備を図る。文化財の公開・収蔵施設の新設、改修事業についても耐震措置を講じることができるよう事業体系の整備を図る。</p> <p><b>iii) 文教対策に関する事前措置</b></p> <p>エ 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財（建造物、磨崖仏等）の耐震調査の指導</p> <p><b>iv) 避難施設</b> 〔津波時の緊急避難地〕 城山公園（三の丸上段）、城山公園（三の丸）</p>

## ○佐伯城山の活用・保存等に関する基本方針 [平成29年(2017)3月策定]

計画期間	平成29年(2017)～令和8年(2026)
概要	<p>城山の有する生態系や城跡の価値を適切に保存し、市民共有の財産として活用するための方針、取組の方向性を示している。</p> <p>≪基本理念≫ 佐伯城山のあり方 100年ビジョン</p>
本計画との関連事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 佐伯城山は、私たち佐伯市民の暮らしと歴史を見守り続け、先人の汗と涙と笑いと悲しみと喜びを糧として、現在に息づく、自然と文化の佐伯市複合遺産です。</li> <li>2 佐伯城山は、照葉樹林に覆われ、市街地の中にあつて豊かな生態系を有しており、麓の櫓門や石垣、頂上部の石垣などがある城山全体が江戸時代の山城を代表する遺構です。私たち市民は財産である佐伯城山をよく学び、保存等をし、活用することにより、未来へ継承します。</li> <li>3 佐伯城山は、佐伯市の中央部に位置し、佐伯市にとって自然のランドマークです。市民をはじめ、多くの来訪者にとって安全で快適な場所とするための環境を整え、憩いの場・交流の場として活用します。</li> <li>4 佐伯市の人口が集中する番匠川下流域の低地に暮らす人々にとって、いつ来るかわからない南海トラフ巨大地震の発生と大津波の襲来は、生命の恐怖であるため、大規模災害時には、佐伯城山の麓周辺を市民の命を守る避難地として活用します。</li> </ol> <p><b>i) 基本方針</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①市民が城山の歴史や自然環境についてより学ぶことで、市民の財産としての城山の価値を再認識する為の取組を盛り込む。</li> <li>②市民の財産である城山を保存しながら未来へ継承するために、これまでの維持・管理に加え、憩い・交流・学習・健康づくり及び大規模災害時の緊急避難の場として多くの市民が安全・快適な場所として集い、活動するための整備を行う。</li> <li>③城山が佐伯市のランドマークとして相応しい環境を整え、豊かな生態系を守りながら、そのシンボルとして佐伯城跡を保存し、有効に活用するための景観環境を整える。なお実施にあたっては、関係機関や専門家等の意見を踏まえることとする。</li> <li>④活用及び保存等が促進され、持続される、必要な施策をハード・ソフトの両面から取り組む。</li> </ol> <p><b>ii) 取組の方向性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○城山の景観づくりをし、ランドマーク(市のシンボル)にする。</li> <li>○城山を市民と共に守り、育てる。</li> <li>○貴重な生態系を学び、保存する。</li> <li>○佐伯城跡を学び、保存する。</li> <li>○案内板、休憩・便益施設を管理し、整備する。</li> <li>○登山道を管理し、整備する。</li> <li>○三の丸跡周辺を適切に維持管理する。</li> <li>○「いのちのやま」としての機能充実を図り、活用する。</li> </ul>

## ○さいきオーガニックシティエコプラン 第2次佐伯市環境基本計画【改定】

[令和5年(2023)3月策定]

計画期間	令和5年度(2023)～令和9年度(2027)
概要	令和32年(2050)までに二酸化炭素実質排出ゼロを目指した環境行政を推進するため、SDGsの視点を取り入れた環境施策を示している。 <b>《望ましい環境像》 人と環境が共生し、豊かな自然を未来に引き継ぐまち・佐伯</b>
本計画との関連事項	<p>《基本目標》3 歴史文化を大切にし、きれいで住みよいまち</p> <p>佐伯市は歴史文化のおもむきを残す城山周辺をはじめ、海から山に至るまで多様な環境資源を有しており、これらの資源を保全、活用するとともに、公園緑地や親水空間等、身近な快適空間の保全、創造に努め、きれいで住みよいまちを目指します。</p> <p><b>i) [施策] 2 歴史や文化を大切にする</b></p> <p><b>1) 歴史的資源の保全と環境保全の一体的促進</b></p> <p>①歴史的資源と一体となった環境の保全、活用を促進</p> <p>●佐伯市の歴史的資源としては、城山周辺、暁嵐の滝周辺等、良好な自然環境等に該当する環境資源も多く、周辺の環境と一体的な保全、活用が望まれます。そこで、城山周辺等、主要な歴史的環境資源の保全、活用を進めるとともに、案内板や標識の整備等に努めます。</p> <p><b>2) 地域文化の保存と活用</b></p> <p>①普及・啓発活動の促進</p> <p>●城山や山際通り周辺等、歴史的環境保存地区の保全に努めるとともに、城山の石垣清掃ボランティア等を通じて、歴史的資源及び環境資源の大切さについて普及・啓発に努めます。</p> <p>●史跡・名勝・天然記念物等、文化財として守るべき歴史的資源や環境資源について普及・啓発するため、歴史資料館を中心に講座や体験教室の実施に努めます。</p>

## ○佐伯市森林整備計画 [令和6年(2024)4月変更]

計画期間	令和6年度(2024)～令和12年度(2030)
概要	適切な森林整備の推進を図ることを目的とし、佐伯市の森林関係施策の方向性や森林所有者等が行う伐採、造林、森林の保護等の規範等を定めた長期的な視点に立った森林づくりの構想を示している。
本計画との関連事項	<p><b>i) 森林整備の基本方針</b></p> <p><b>(1) 地域の目指すべき森林資源の姿</b></p> <p>⑤文化機能</p> <p>史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然環境や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林</p>

<p>本計画との 関連事項</p>	<p>(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策</p> <p>⑤文化機能  美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p> <p>ii) 公的機能森林の区域及び当該区域内における施業の方法</p> <p>(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（その他水源涵養機能維持増進以外の森林）</p> <p>③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（略称「保健文化機能維持増進森林」）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林</li> <li>・史跡等と一体となり優れた自然環境等を形成する森林</li> </ul>
-----------------------	--

○さいきツーリズム戦略 2024-2028 [令和6年(2024)7月策定]

<p>計画期間</p>	<p>令和6年度(2024)～令和10年度(2028)</p>
<p>概要</p>	<p>『第2次佐伯市総合計画』の具体的な行動計画であり、佐伯市の地域づくり及び観光振興事業の推進と観光産業の振興に取り組むための指針を示している。</p>
<p>本計画との 関連事項</p>	<p>i) 戦略1 佐伯の強みをいかした観光の再認識と活性化</p> <p>テーマ③歴史と文化 [体系] 佐伯城跡、城下町エリアの充実</p> <p>「佐伯城跡」は、平成29年に公益財団法人日本城郭協会が歴史的・文化的重要性等を基準に審査を行い「続日本100名城」に選出され、令和5年3月には日本の近世城郭のあり方を知るうえで貴重な史跡と評価され国史跡の指定を受けました。スニーカーでの低山登山ができる気軽さもあり、旅行社が企画する「城をめぐるツアー」のコースにも設定され遠来者も増えています。貴重な史跡との評価・価値を観光に生かすとともに「食」あるいは「袴体験(さいきレトリップ)」等の事業を絡めるなど、観光面での付加価値を高め魅力増進を図ります。</p>

## 4-3 大分県の関連計画

## ○大分県文化財保存活用大綱〔令和3年（2021）3月策定〕

概要	<p>文化財保護法第183条の2の規定に基づき、大分県の文化財を取り巻く現状と課題を踏まえ、今後の総合的かつ体系的な文化財の保存・活用の在り方を示している。</p> <p>≪基本方針≫ 地域とともに 活かして守る 大分の文化財</p>
本計画との関連事項	<p>≪方向性≫ ①文化財を「知る」 ②文化財を「活かす」 ③文化財を「守る」</p> <p>i) 文化財の補助事業と今後の保存の在り方</p> <p>(2) 文化財の維持・管理</p> <p>○有形の文化財（木造建造物） 木造建造物は、経年劣化を避けられないものとして維持・管理を考えなければならない。定期的な巡視や写真撮影によって文化財の状態把握に努めることが重要である。万が一自然災害や火災等によって文化財が被災した場合、写真は復旧における重要な資料となる。さらに、文化財を健全な状態に維持しておくには定期的な修理が必要となる。</p> <p>○記念物 所有者や管理者等による日常の見回りや、毀損の早期把握が重要である。また、支障木や危険木の処理や庭園内の清掃等については、見学者や来訪者の観点から、定期的に行うことが望ましい。しかし、所有者や管理者の見回りが困難な場合は、文化財保護指導員による定期的な見回りを依頼することが望ましい。</p> <p>(3) 文化財の修理・整備</p> <p>○有形の文化財（木造建造物） 「現用」の文化財であり、適切な日常管理と周期的な保存修理が不可欠となる。さらに、修理に当たっては、文化財としての価値を損なわないよう、専門的な知識の他、技術・技能や適切な修理材が必要となる。国指定以外の建造物の場合でも、文化財建造物の修理実績を持つ技術者が適切な修理を行うことが求められる。また、修理中の建造物からは、修理時にしか分からない貴重な情報も多く、これらを正確に記録しておくことが必要である。木造建造物の場合、近年頻発する自然災害への対策や、防火対策は不可欠である。</p> <p>○記念物 保存活用計画（保存管理計画）又は、保存整備計画を策定し、文化財の価値を損なわないように、周期的・計画的に行うことが望ましい。その際、現状維持する修理を原則に、有識者等の専門家の協力を得ながら、慎重に調査し、修理方針を検討する必要がある。活用については、地下に遺構が遺存している場合があり、見えないものを見せるための工夫が必要となる。</p>

<p>本計画との 関連事項</p>	<p><b>ii) 文化財の活用</b>  <b>(3) これからの文化財活用</b>                  修理や整備への支援を通じて文化財価値の向上を図り、学校教育との連携や、ワークショップの開催を通じて文化財価値の社会意義を伝達して普及することで、地域と一体となって文化財の「保存」と「活用」を進めていく。教育資源を始めとする様々な地域資源として文化財を「活用」することを通して持続可能な「保護」体制の確立を目指していく。</p> <p><b>(4) 情報発信と公開の取組</b>                  何時でも、誰でも、どこからでも文化財に触れる機会を創出する必要性が生じており、そのためには文化財の情報をデジタル化して、それを発信することで、バーチャルではあるが文化財に触れることができるよう、文化財のデジタル化と積極的な情報発信を進めていくことが求められている。</p> <p><b>iii) 防災・災害発生時の対応</b>  <b>(2) 平常時における防災・防火・防犯の取組</b>                  文化財が被災し復旧を行うときに重要な役割を果たすのが、平常時に記録した写真、実測図（3次元計測データ等を含む）である。特に写真はデジタルでの保存が容易であることから、専門技術を保持していなくても撮影することが可能である。近年では複数の写真データから簡易な3次元データを作成することも可能な技術もあることから、平常時の写真記録の重要性は非常に高いため、積極的な収集や蓄積が望まれる。</p>
-----------------------	---

**第5節 計画の対象範囲と期間**

**5-1 用語の整理**

上位・関連計画に用いられている史跡佐伯城跡に関連する範囲を示す用語について整理し、本計画では「佐伯城跡」、「史跡佐伯城跡」、「城山」を使用することとする。なお、これらの用語が示す範囲は以下のとおりとする。

**【用語が示す範囲】**

- ・ 佐伯城跡：城郭遺構が残る範囲
- ・ 史跡佐伯城跡：史跡指定範囲
- ・ 城山：山体の範囲

また、三の丸櫓門については本計画では基本的に「三の丸櫓門」と呼称し、大分県指定文化財であることを示す必要がある場合は指定名称である「佐伯城三ノ丸櫓門」と呼称する。

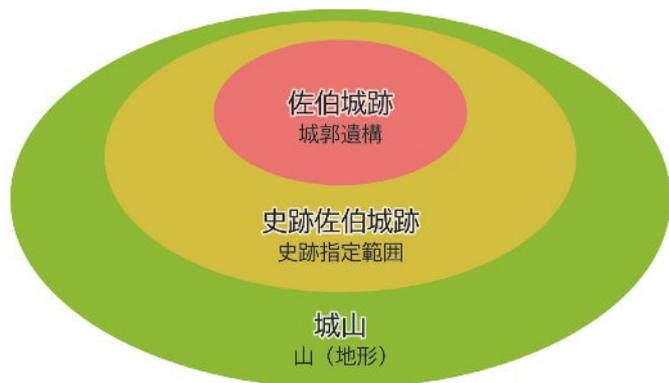


図1-5 用語が示す範囲

## 5-2 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、史跡佐伯城跡として指定されている範囲とする。ただし、「毛利家墓所」を含む保護を要する範囲、さらに、三の丸御殿の玄関部分を移築した「住吉御殿<sup>すみよしごてん</sup>」、城下町の遺構や建造物等を含む周知の埋蔵文化財包蔵地「佐伯城下町」、佐伯城の起点を考える上でも重要な要素である「若宮八幡宮」、史跡佐伯城跡の出土遺物や関連する絵図や文献史料を収蔵・展示しガイダンス機能を担っている「佐伯市歴史資料館」についても史跡佐伯城跡の理解に有効であるため、必要に応じて考慮した計画とする。

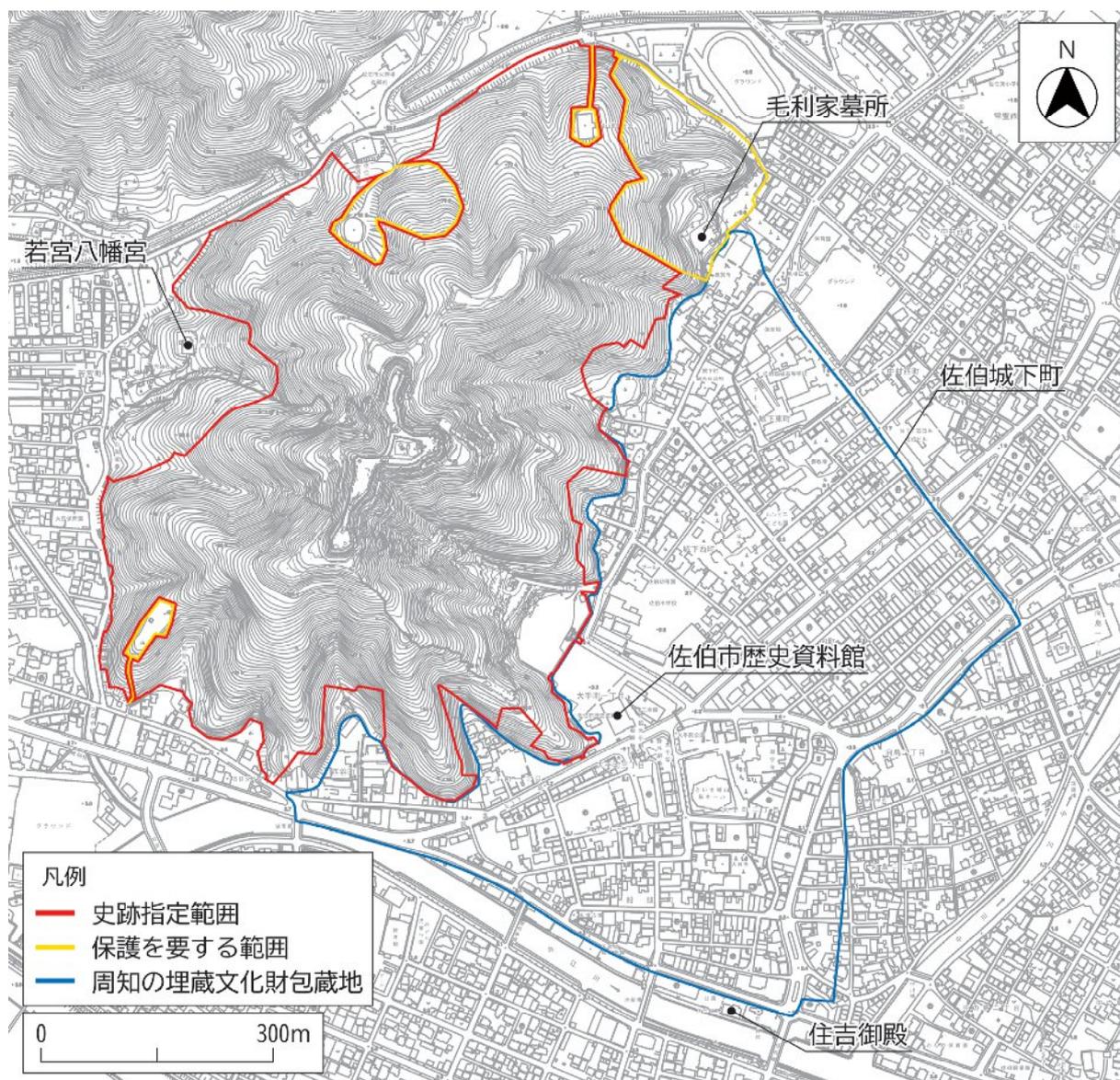


図1-6 計画対象範囲

## 5-3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年(2026)4月1日から令和18年(2036)3月31日までの10年間とする。なお、計画期間内においても、保存管理や整備・活用の進捗状況、社会情勢等を考慮し、必要に応じて見直しを検討する。

## 第2章 佐伯市の概要

### 第1節 自然的環境

#### 1-1 地勢

史跡佐伯城跡が所在する佐伯市は、大分県南東部に位置し、北は津久見市及び臼杵市、西は豊後大野市、南は宮崎県延岡市及び日之影町に接し、東は豊後水道・日向灘ぶんごすいどう ひゅうがなだに面する。市境には急峻な山々が連なる山地が広がり、海岸部はリアス海岸で佐伯湾等の天然の良港を形成している。市域は総面積 903.14 km<sup>2</sup>と九州で最も広く、平成の合併前の旧市町村単位で上浦・弥生ほんじょう・本匠・宇目・直川・佐伯・鶴見よのうづ かまえ・米水津・蒲江の9つの地区に区分される。

史跡佐伯城跡は佐伯地区の市街地に位置する城山に所在する。標高 144 m の城山と標高 3 m に満たない低地に広がる市街地との比高差は約 140 m を測り、城山の山頂からは東側に佐伯湾、豊後水道を経て四国まで、西側には標高 223.7 m の梅牟礼山とがむれを含む山々を望むことができる。また、城山は市街地を東流し佐伯湾に注ぐ、延長 38km、流域面積 464 km<sup>2</sup>の一級河川である番匠川ぼんしょうの河口付近にあり、南側は番匠川の分流である中江川に面する。

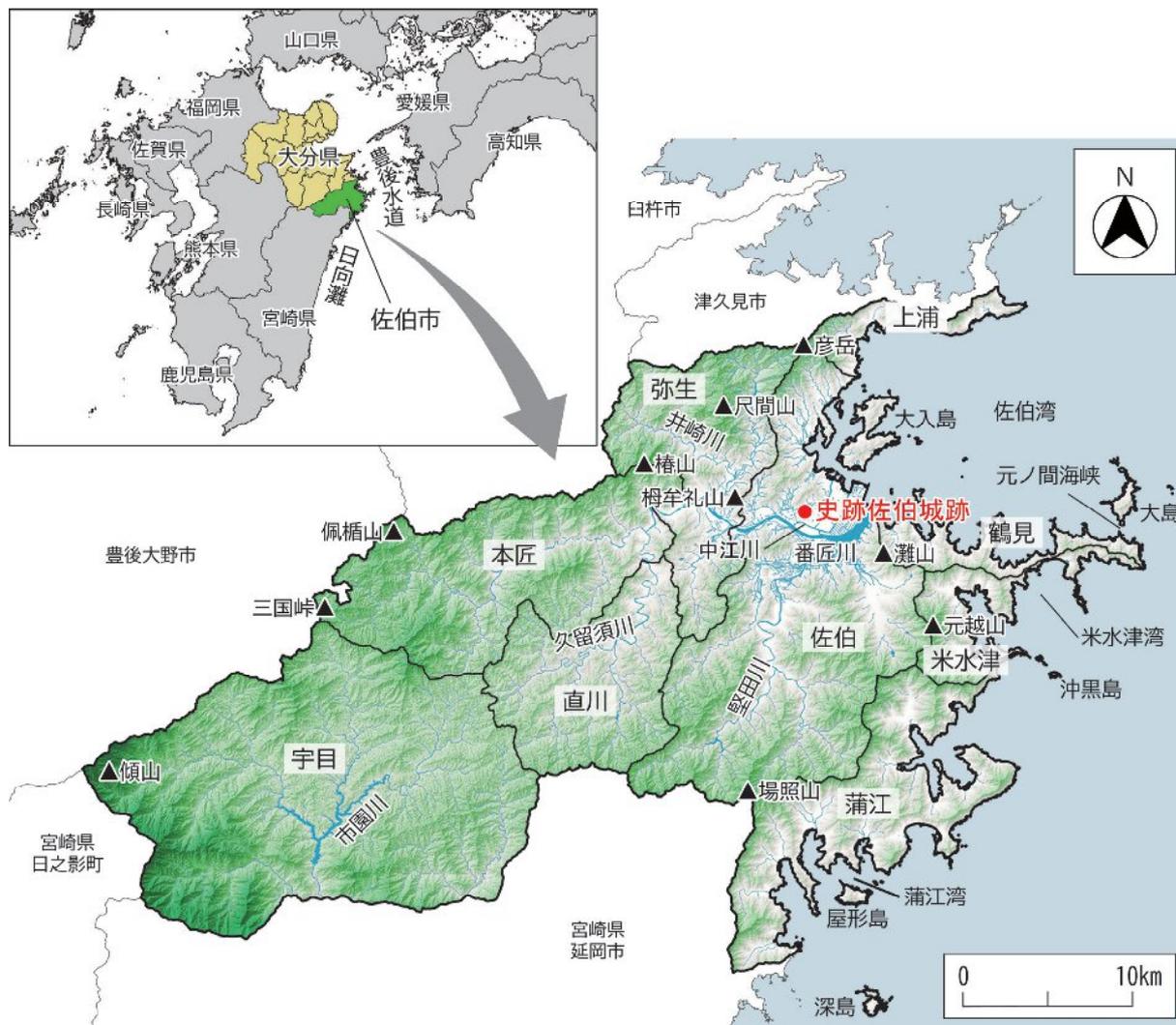


図2-1 史跡佐伯城跡の位置  
 (「基盤地図情報(基本項目・数値標高モデル)」を加工して作成)

## 1-2 地質

佐伯市の大半は地帯構造区分のうち四万十帯しまんとたいに属し、砂岩・泥岩の互層からなる地層が分布する。上浦地区から本匠地区ちちぶたいにかけては秩父帯ちちぶたいに属し、石灰岩層が分布する。また、宇目地区や直川地区の河川沿いの低地には、約9万年前の阿蘇山噴火時の火砕流により形成された凝灰岩層が点在する。

佐伯地区の市街地は四万十帯のなかでも佐伯亜帯さくしあたいに属し、地層の大部分が砂岩・頁岩けつがんの互層及び泥岩からなる。史跡佐伯城跡が所在する城山でも砂岩と泥岩の露頭を確認することができる。



城山で露出する岩盤

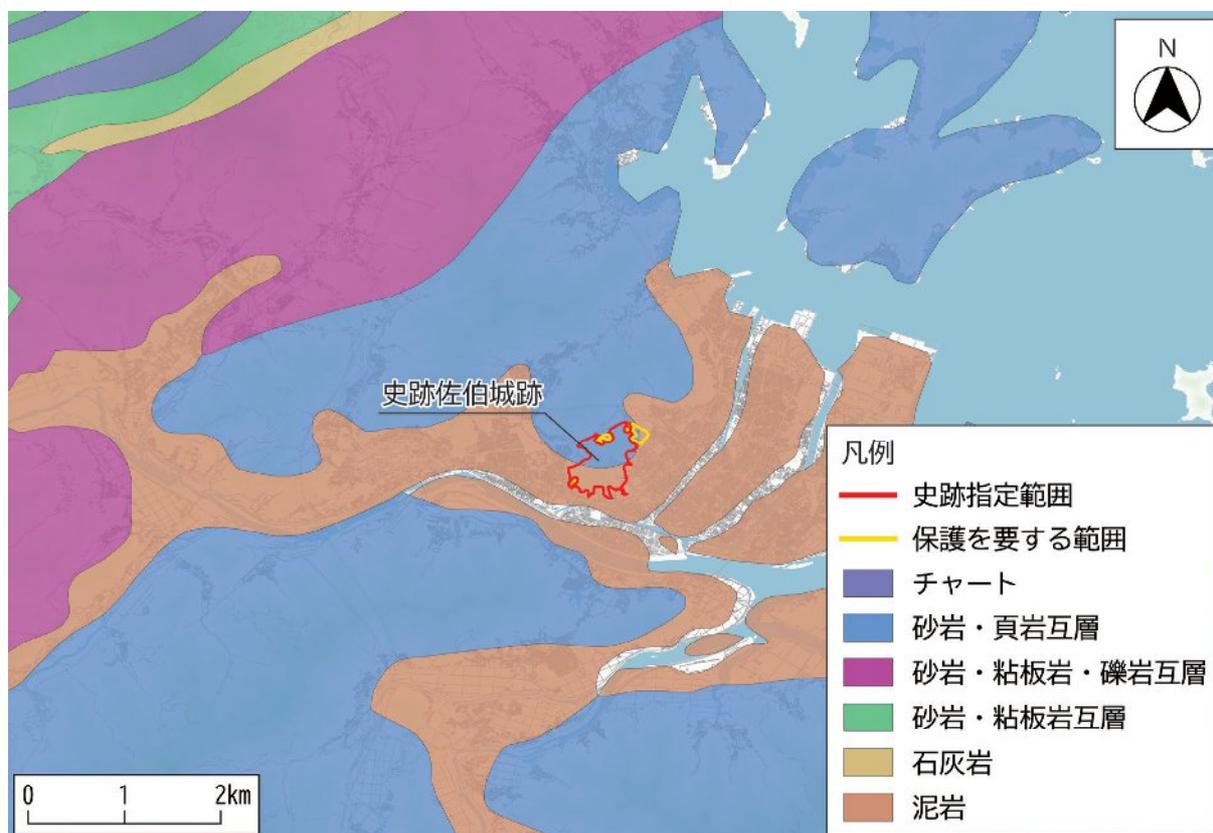


図2-2 史跡佐伯城跡周辺の地質  
 (「基盤地図情報(基本項目・数値標高モデル)」  
 「20万分の1土地分類基本調査(表層地質図)大分」(国土交通省)を加工して作成)

## 1-3 気候

佐伯市域は温暖多雨な南海型気候に属すが、山間部(宇目地区一帯)・海岸部(蒲江地区一帯)・平野部(佐伯地区一帯)では異なる特徴を持つ。

年平均気温は16℃前後と温暖であるが、年間を通して変動幅が大きく、夏期には30℃を超え、

冬期には氷点下まで下がる年もある。降水量は年平均2,200mmから2,400mm前後で、梅雨期と台風が上陸する初秋を中心に降水量が多い。

海岸部は暖流である黒潮の影響により年間を通して暖かいが、山間部では冬季に積雪や降霜がみられる。史跡佐伯城跡が位置する平野部は、気温・降水量ともに佐伯市内で平均的な値を示し、積雪はほとんど無い。

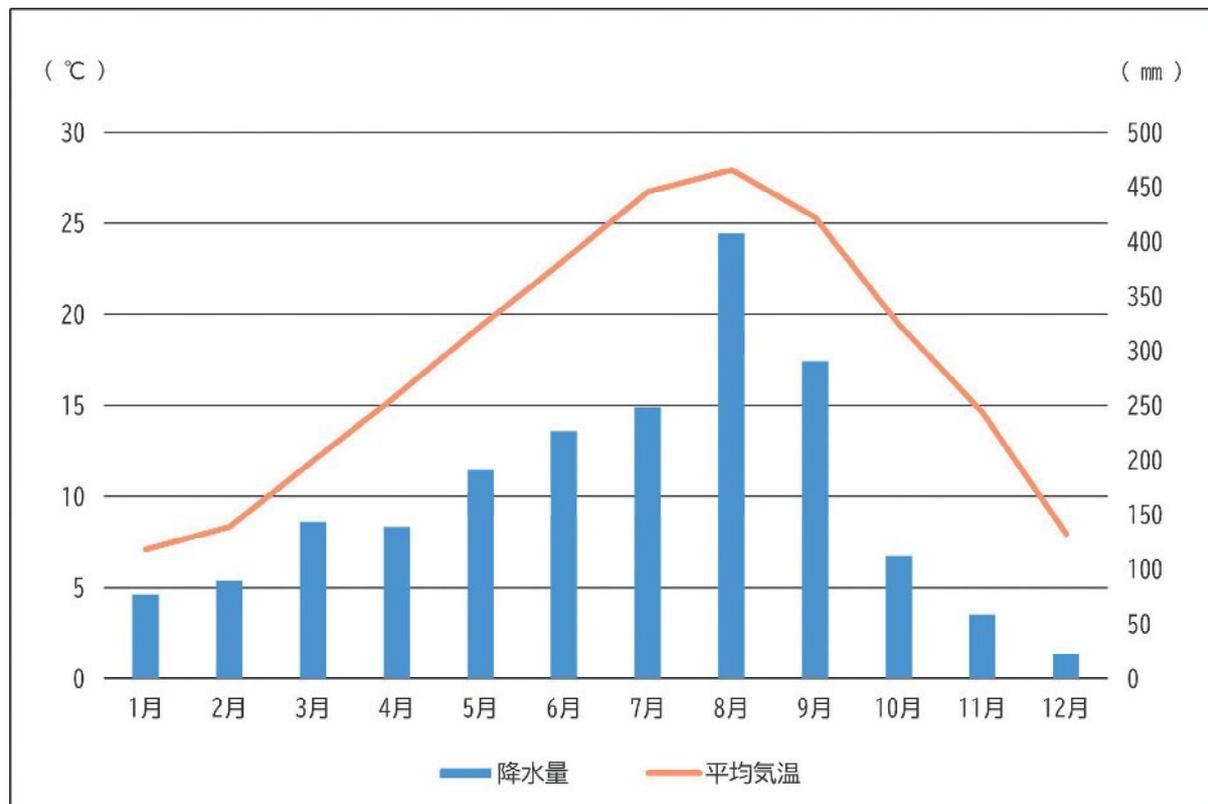


図2-3 佐伯市の月別平均気温・降水量（令和2年（2020）～令和6年（2024）平均）  
（気象庁「過去の気象データ」（観測地点：佐伯）をもとに作成）

#### 1-4 植生

佐伯市内の広域ではカシ・シイの林が広がり、各地区の社叢ではイチイガシやスタジイがみられる。なかでも佐伯・弥生地区には絶滅危惧種のハナガガシが生育しており、「かた た ごうはちまんしゃ 堅田郷八幡社のハナガガシ林」が国、「八坂神社のハナガガシ林」が県の天然記念物に指定されている。海岸には亜熱帯系の植物が生育し、標高600m付近には常緑広葉樹林、800m付近からは針葉樹林、1,000m付近からは落葉高木林が広がる。また、番匠川河口付近のハマボウ群落や中流域のセキシウモ、かた た がわ 堅田川のヒメバイカモ、蒲江地区のクズモダマ（おきぐるしま カマエカズラ）、沖黒島と米水津地区のビロウ、本匠地区のハウライクジャク等県内では他に見られない希少な植物も確認されている。

佐伯市内には人工林も広く分布し、比較的土壌条件の良い集落の周辺や谷部でスギ、乾燥した尾根や段々畑でヒノキ、一部地域でシイタケの原木となるクヌギやコナラが植栽されている。

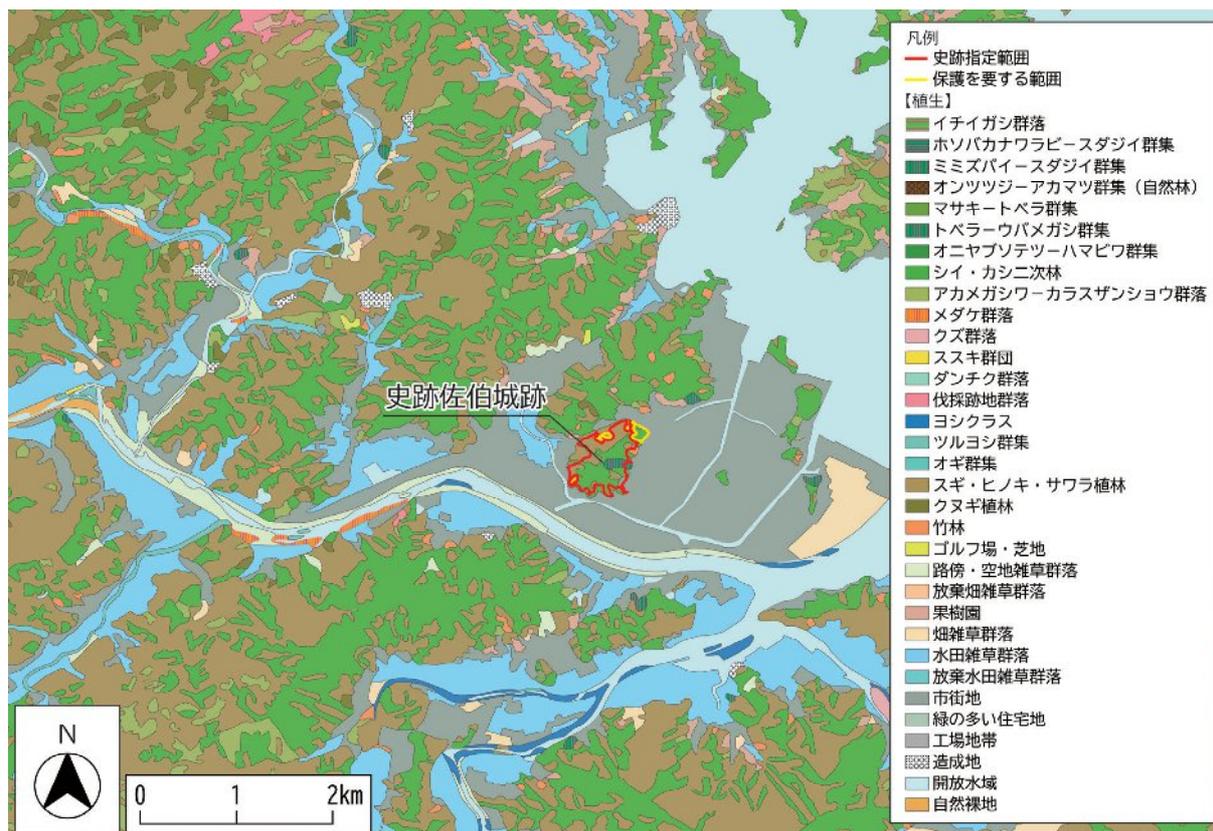


図2-4 史跡佐伯城跡周辺の植生  
(1/25,000 植生図「大分県」GIS データ (環境省生物多様性センター) を加工して作成)

史跡佐伯城跡ではツブラジイ群落为主体となるシイ・カシの照葉樹林が広がる。ツブラジイ群落は、ツブラジイが優占し下層にミミズバイ、シロダモ等が生育しており、樹木の胸高径は20～55cmである。その他、スギ・ヒノキ植林、コナラ群落、イロハモミジ、ソメイヨシノを主体とした植栽樹林群が広がり、石垣上部にはクスノキ、コナラを主体とした植栽樹林群が、三の丸にはシダレザクラが生育する。



ツブラジイ群落

### 1-5 動物

佐伯市では、南部の傾山系かたむきに生息するカモシカ (ニホンカモシカ) (国指定特別天然記念物) や固有種であるソボサンショウウオ、蒲江・米水津地区の海岸を産卵地とするウミガメ類、沖黒島を集団繁殖地とするオオミズナギドリ等の希少な動物が確認されている。また、魚類も豊富で、番匠川水系の淡水域では30種、汽水域では55種、豊後水道・日向灘では816種が確認されている。その他、佐伯地区にはノムラマシラグモ、カリウオニアリヅカムシ等の真洞穴しんどうけつ



オオイタサンショウウオ (卵)

性の動物が生息する。

史跡佐伯城跡が所在する城山にはシカ、イノシシ、アナグマ、タヌキ等が生息する。独歩碑の道沿いでは、大分県の準絶滅危惧種となっているムササビがよく見られ、平成22年（2010）から平成26年（2014）にかけて行われた調査では各回平均16頭が確認された。



オオイタサンショウウオ（成体）

さらに、雄池、雌池はオオイタサンショウウオの標準産地となっており、「佐伯城山のオオイタサンショウウオ」

として大分県の天然記念物に指定されている。平成28年度（2016）の踏査時には雄池、雌池付近で42個の卵塊を確認した。

また、鳥類では森林性のエナガ、ヤマガラ、メジロ等が確認されているほか、シロハラやミヤマホオジロ、ジョウビタキ等の冬鳥の越冬場所にもなっている。

## 第2節 歴史的環境

### 2-1 佐伯城築城以前

佐伯市域で様相が明らかになっている最古の遺跡は、旧石器時代の終わりごろから縄文時代早期にかけて番匠川支流大越川沿いに営まれた森の木遺跡である。出土した隆帯文土器・押型文土器や姫島（姫島村）産の黒曜石からは瀬戸内・東九州一帯との交流があったことが示唆されている。弥生時代の遺跡は、河川下流の低地で下城遺跡や白濁遺跡（県指定史跡）等の水田と貝塚を伴う集落跡、山間部の台地上で水田耕作用の石器が出土しなかった源六原遺跡等がある。これらの遺跡の特徴から弥生時代の佐伯市域では農耕とともに狩猟・採集の比重も高かったことが分かる。古墳時代になると番匠川下流沿いの丘陵や河口の島嶼に古墳が築かれ、番匠川河口一帯を支配した有力者が佐伯市域を治めていた。

奈良時代に編さんされた「豊後国風土記」から、8世紀の佐伯地区の海岸部は海部郡穂門郷の一部であり、人口が集中していたことが分かっている。一方、宇目地区辺りは大野郡三重郷の一部であり、豊後国と日向国を結ぶ官道沿いには駅家（小野駅）が置かれ、交通・流通拠点となっていた。

中世の佐伯地区には佐伯荘という荘園があり、豊後南部で勢力を誇った大神氏一族の佐伯氏が支配していた。鎌倉時代に作成された「豊後国図田帳」には、佐伯荘は海部郡831町のうち180町を占め、さらに本荘120町と堅田村60町に分かれていたとの記録がある。番匠川下流の沖積地には塩屋千軒と呼ばれる製塩を生業とする集落があったと伝わる。佐伯氏は本荘と堅田村の地頭を務め、後の南北朝時代には南朝方・北朝方の双方と関係を保ち、佐伯荘の支配を維持した。南北朝合一後は豊後の有力武士とともに室町将軍の小番衆となった。

16世紀前半には佐伯<sup>これほる</sup>惟治が柵牟礼山に柵牟礼城（市指定史跡）を築き、城の東麓には家臣の屋敷や寺社、市場からなる城下町（古市）が形成された。佐伯氏の勢力は佐伯地区のみならず、蒲江地区や宇目地区の辺りにまで及んだ。大永7年（1527）に大友氏の侵攻を受け、惟治は柵牟礼城で抗戦の末に敗北し、日向（現在の宮崎県延岡市）へ逃亡する途上で自害した。道中には惟治を鎮魂する神社（富尾神社・鷗尾神社等）が点在しており、佐伯氏が広い勢力圏



柵牟礼城跡（写真中央）

を持っていたことが分かる。惟治の死後も大友氏の執り成しにより佐伯氏は存続し、引き続き豊後南部を治めた。天正14年（1586）の島津氏による豊後侵攻の際には、防御のため郊外にも山城・砦が築かれ、堅田合戦では惟定<sup>これさだ</sup>が佐伯地方への侵攻を食い止めた。しかし、文禄2年（1593）の大友氏改易<sup>かいえき</sup>に伴い、惟定は伊予の藤堂氏に仕えることとなり、佐伯氏による統治が終わった。

大友氏の改易後、豊後は豊臣秀吉の直轄地となり、海部郡は垣見弥五郎（一直）と宮部法印<sup>けいじゆん</sup>（継潤）が代官として支配した。関ヶ原の戦いの後、慶長6年（1601）に海部郡南部の2万石が毛利高政<sup>たかまさ</sup>に与えられ、佐伯藩が成立した。佐伯藩は城下町（両町<sup>うちまち</sup>＝内町・船頭町）と豊後水道に面する漁村（浦方<sup>うらかた</sup>）と平地の少ない山間部の農村（在方<sup>ざいかた</sup>）を藩政の基盤とし、江戸時代の約260年間、12代にわたり毛利家により治められた。領域は宇目地区を除く現佐伯市域全域に現津久見市南部を加えた範囲であった。一方、宇目地区は大野郡宇目郷に属し、岡藩に組み込まれていた。

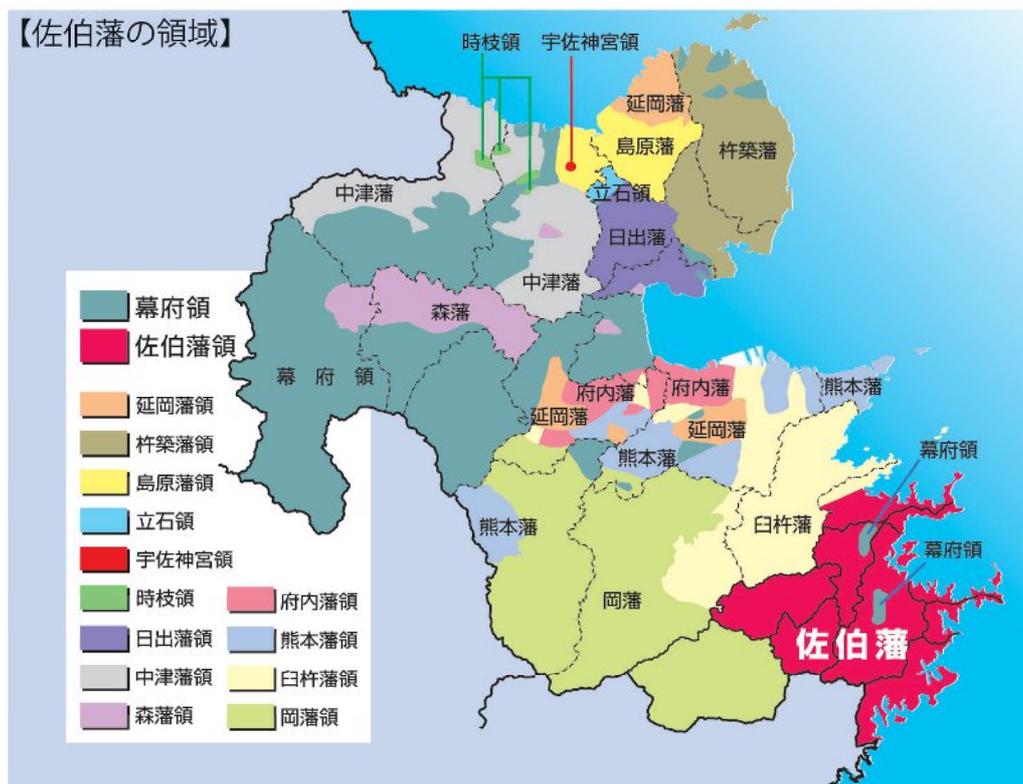


図2-5 佐伯藩の領域  
 (『佐伯市歴史資料館 常設展示案内』より引用)

## 2-2 佐伯城築城から廃城まで

毛利高政は番匠川河口の八幡山（現在の城山）<sup>はちまんやま</sup>を居城として佐伯城を築き、山麓に城下町を建設した。佐伯城は慶長7年（1602）から築城が開始され、4年後の慶長11年（1606）に完成した。完成当時は山頂の本丸・本丸外曲輪・二の丸・西出丸・北出丸と山麓の三の丸で構成され、本丸には三重の天守、二の丸には二重櫓5棟、平櫓1棟、櫓門4棟、冠木門8棟が備わっていたとされる。二の丸の建造物は元和3年（1617）の落雷により焼失し、17世紀のうちに天守も失われたと考えられる。寛永14年（1637）には三の丸で御殿の増築と櫓門の創建が行われ、曲輪の形状が現在の形に整えられたと考えられる。

城下町は、北西に八幡山、南は番匠川に囲まれた閉鎖的な地形であること、中世に佐伯氏が居城とした梶牟礼城よりも海岸に近く海上・河川交通に適した場所であることから、佐伯城の南東に位置する番匠川下流の沖積地（塩屋村）に建設された。佐伯城下の町割は武家地と町人地に二



図2-6 佐伯城下町の構造  
（『佐伯市歴史資料館 常設展示案内』を編集）

分され、町人地はさらに商人の住む内町うちまちと船頭・商人等が暮らす船頭町に分かれていた（両町）。いずれの町割も通りを挟んで向かい合う屋敷群が一つの町を構成する両側町りょうがわちようの形態をとっており、現在も道路や地名にその名残がみられる。

城下町の整備が進む一方で、近世初頭の農村（在方）は農民の逃亡等により荒廃し、労働力の確保と田畑の復興・開発に迫られていた。高政は佐伯に入部してすぐに藩経営の基礎とするため、村々に検地帳けんちちようの提出を命じて各村の石高の把握に努めた。山林が多く耕作地が少ない農村では生産力を向上させるため、農繁期の作業方法や耕作地の取扱い等の農民と農地に関する施策を行った。また、豊後水道・日向灘の海産資源に恵まれた漁村（浦方）についても藩の成立当初から重視しており、漁業の安定と漁民の定住化を図るため、漁業権に対する優遇措置や販売の自由等の振興策を打ち出した。さらに、漁場近くの森林（魚付き林）伐採を禁止することで水産資源の確保・保護を図っていた。

佐伯藩の治世は、藩主家の異動がなく概ね安定していたが、2代高成から5代高久までは短命な藩主が続き不安定な時期であった。高成が急死した際、高政の弟である森吉安よしやすが高成の弟を擁立しようとして敗れ、佐伯藩内の分知2千石を幕府に返上する事件が起こった。後の4代高重には子がなく豊後森藩の久留島家から5代高久を迎えたが、高久にも子がなく同じく久留島家から高久の弟6代高慶たかやすを養子として迎えることとなった。

6代高慶は藩政の刷新を図り、佐伯城の修築や城下町の整備、産業の振興に力を入れたことから、佐伯藩中興の祖と称えられている。江戸中期には灌漑施設の建設こうぞや新田の開発により、米の生産量が向上したことに加え、綿・漆・楮・茶等の商品作物の栽培が盛んとなり藩財政を支えた。高慶の治世であった宝永4年（1707）10月には東海道沖から南海道沖を震源とした宝永地震が発生し、佐伯沿岸部にも巨大津波が押し寄せた。城下には7度も津波が押し寄せ、佐伯城内にまで到達したことから、佐伯藩は高台にある城内への立ち入りを許可し、家臣や町人に避難を命じた。その後、高慶は宝永6年（1709）から享保13年（1728）まで約20年かけて荒廃していた山頂の曲輪群、火事や地震等の災害で傷んだ佐伯城の大修築を実施した。さらに、城下町の外にある中村（現在の中村東町・中村西町・中村南町・中村北町）に土手を約2か月で築き、享保4年（1719）には城下町の外周全体を囲い込む土手を建設した。その後、安政元年（1854）の大地震で再び巨大津波に襲われたが、宝永地震の教訓と大土手により、被害の拡大を防ぐことができた。また、享保12年（1727）には三の丸南の尾根上に尾ノ上茶屋を設け、藩主らの涼み場として利用した。

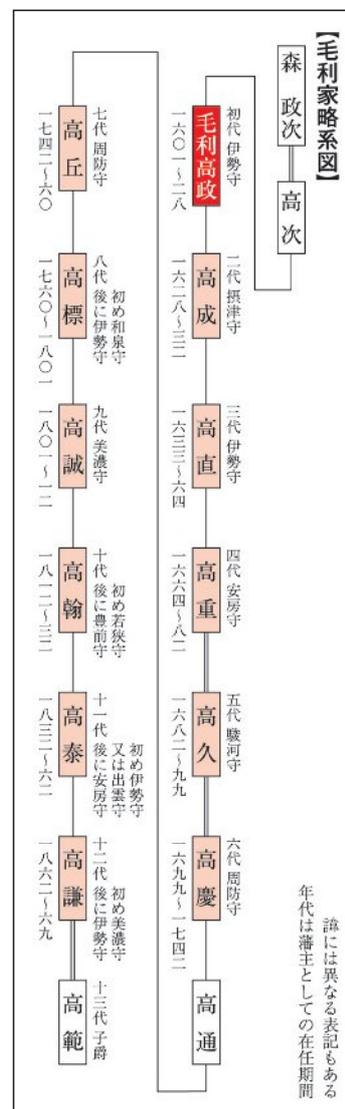


図2-7 毛利家略系図  
 (『佐伯市歴史資料館  
 常設展示案内』を編集)

8代高標<sup>たかすえ</sup>は藩士の子弟教育にも注力した。安永6年(1777)には藩校「四教堂」<sup>しこうどう</sup>を設立し、蔵書の充実に努めるなど学問を奨励した。四教堂では、日田の広瀬淡窓<sup>たんそう</sup>を教えた松下筑陰<sup>ちくいん</sup>や矢野黙齋<sup>もくさい</sup>等の優れた儒学者を教授とし、漢学・和学・医学・兵学等の授業が行われた。後に剣術<sup>じきしん</sup>の直心影流<sup>ちきんりゅう</sup>の稽古場が造設され、文武に秀でた家臣を育成した。また、高標は三の丸に「佐伯文庫」を開設し、本の内容を吟味したうえで8万巻(4万冊)に上る蔵書を収集した。文政10年(1827)に10代高翰<sup>たかなか</sup>が幕府の命により佐伯文庫の中から特に貴重な中国書を約2万冊献上しており、現在、献上された佐伯文庫は国立公文書館等に所蔵されている。

佐伯藩の成立当初から重要視されていた水産業は、18世紀に入ると網漁の技術が向上するとともに、特産物である干鰯<sup>ほしか</sup>という肥料の需要が増大して干鰯産業が発達した。19世紀には販売体制を整えて専売品とした干鰯は、大坂近郊等関西での木綿栽培に用いられるようになった。佐伯産の干鰯は非常に高い評価を受け、藩の財政を支える柱の一つとなった。

11代高泰<sup>たかやす</sup>の代からは幕末の動乱により緊迫した藩政が続き、12代高謙<sup>たかあき</sup>の代に明治維新を迎えた。その後、明治4年(1871)の廃藩置県で佐伯藩は佐伯県となり、佐伯城も廃城となった。

### 2-3 佐伯城廃城後から現代まで

明治維新後の佐伯城では、三の丸以外の建造物がすべて解体された。解体を免れた三の丸の御殿と櫓門は庁舎や公会堂として利用されることとなった。後の大正13年(1924)には登山道が整備され、昭和4年(1929)には8代高標を祀る毛利神社が本丸に創建された。

明治初期には、政府が推進する中央集権国家を目指した政策に抵抗する反乱が全国で続発した。明治10年(1877)に勃発した西南戦争では九州全土が戦場となり、佐伯市域では、本匠・宇目・直川・蒲江地区の街道沿いの尾根には現在も多くの台場・砦跡が残っている。西南戦争の間、佐伯市域の各地では西郷軍により金品・食料の提供や労働が強制される一方で、政府軍にも協力を求められるなどの大きな負担を強いられた。

明治政府により行政区が変更され、明治11年(1878)に海部郡<sup>かまとさき</sup>は蒲戸崎を境に南北に分けられた。明治22年(1889)の町村制の施行により旧佐伯藩領は南海部郡1町23村、宇目は大野郡2村となり、現在の行政区割りの基礎が整備された。

明治26年(1893)10月には国木田独歩<sup>くにき だどっぽ</sup>が鶴谷学館の教師として佐伯の地に赴任し、旧城下町に建つ坂本家住宅(市指定文化財)の2階に下宿した。学館で教鞭をとる傍ら、佐伯城跡や城山をはじめとした市内各地を精力的に散策したとされる。10か月余りの滞在であったが、佐伯の美しい自然と街並みは独歩にとって印象深く、後の文学活動で佐伯を舞台とした作品を複数執筆した。

近代化が進むなか、大正5年(1916)には日豊本線が佐伯<sup>につぼろ</sup>駅まで開通した。同時に軍備の整備も行われ、豊後水道は国防上重要な位置にあったことから、大正時代には佐伯沿岸部にも陸軍により砲台が配備された。海軍も明治時代末期から佐伯湾で演習を行っており、昭和時代に入ると九州沿岸に建設する海軍航空隊基地の候補地に佐伯が挙げられ、昭和6年(1931)に航空隊の設置が決定された。昭和9年(1934)には佐伯海軍航空隊が開隊し、次いで昭和14年(1939)には豊後水道を警備する佐伯防備隊が開隊した。こうした軍施設の設置をきっかけに上水道の敷設や道路改良等のインフラ整備が進み、佐伯町と周辺町村は大いに発展した。さらなる経済強化と行政区拡大のため、昭和12年(1937)と昭和16年(1941)に町村合併が行われ、昭和16年(1941)に旧佐伯市が誕生した。



佐伯海軍航空隊庁舎

昭和16年(1941)には真珠湾攻撃に向け、佐伯湾から連合艦隊機動部隊の一部が発進し、この攻撃を機に日本とアメリカが開戦した。戦局が悪化した昭和20年(1945)3月以降、海軍基地が置かれた佐伯市域はたびたびアメリカ軍の空襲を受けた。空襲は軍事施設のみならず市街地にも行われ、なかでも同年4月26日の空襲は中心市街地にも大きな被害をもたらし、多くの一般市民が犠牲となった。佐伯城跡の本丸に建てられた毛利神社もこの太平洋戦争での戦災により焼失した。

戦後は旧海軍跡地等の臨海部に港湾整備が図られ、化学や合板、造船、セメントといった基幹産業が進出し、大分県下でいち早く工業都市として発展した。佐伯城跡では昭和43年(1968)に尾ノ上茶屋跡を広場として造成して翠明台が整備され、昭和45年(1970)には三の丸への佐伯文化会館(令和2年(2020)閉館、令和4年(2022)解体)の建設に伴い御殿が解体され、玄関部分のみが船頭町へ移築された。平成4年(1992)からは城山のほぼ全域で都市公園としての運用が始まり、現在に至る。平成17年(2005)3月には市町村合併により現在の佐伯市が誕生し、市役所の庁舎は旧佐伯市に置かれ、旧町村の役場は振興局として各地区を所管することとなった。

### 第3節 社会的環境

#### 3-1 人口

佐伯市の人口は令和2年（2020）の国勢調査時点で66,851人、世帯数は28,716世帯となっている。佐伯市独自の推計では、令和22年（2040）には46,546人と5万人を割り、令和42年（2060）には29,889人まで減少する見込みとなっている。

年齢別にみると年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15～64歳）は年々減少し、増加傾向にあった老年人口（65歳以上）も令和2年（2020）をピークに減少に転じる。総人口の大幅な減少が見込まれるなか、人口減少対策を講じ5.2万人を維持することを目指している。

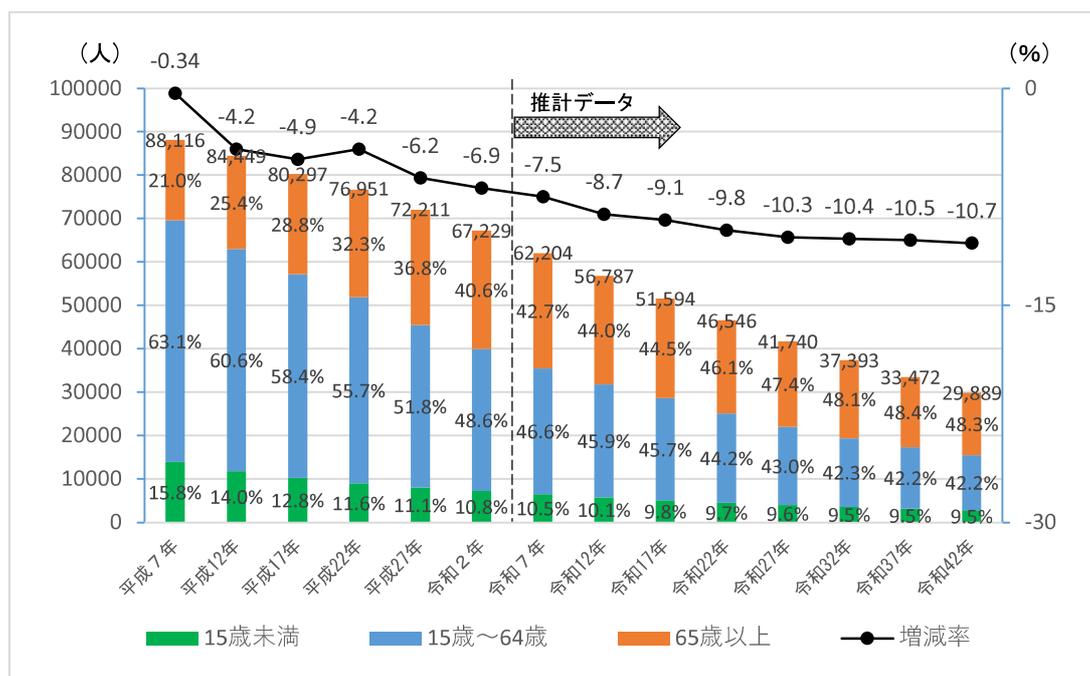


図2-8 佐伯市の人口推移  
 (『佐伯市文化財保存活用地域計画』より引用)

#### 3-2 産業

佐伯市は自然豊かな環境により農林水産業が盛んである。

水産業は大分県内の水産業生産量の6.5割を占めており、江戸時代に佐伯藩の海産資源による利益が「佐伯の殿様浦でもつ」と謳われたように、現在も漁船漁業、養殖業ともに盛んである。特に、ブリやヒラメを中心とした県下養殖業のうち8割は佐伯市の生産である。水揚げされた魚介類は、「佐伯イリコ」に代表される干物や佐伯寿司等の特産品となっている。



佐伯産養殖ブリ（かぼすブリ）

農業は主要農作物として温暖な気候を利用した早期米や特別栽培米（減農薬栽培）の栽培を推進し、ブランド化を図っている。その他、本匠地区の釜炒り茶である「因尾茶<sup>いんびちや</sup>」が有名である。

林業は佐伯市の面積の9割を占める森林のうち5割強が人工林であり、そのうち7割をスギが占める。佐伯市のスギは材質、形状が良く木材業界で高い人気を誇る。また、広葉樹の植林も行われており、クヌギ、ナラを原木としたシイタケの栽培も盛んである。

工業は豊後水道の要衝であることから造船や水産加工業等が発展している。さらに、メカトロニクスや業務用冷蔵庫、医療機器等の製造分野でも全国的に高いシェアを持つ内陸型の企業も立地し、佐伯市全体の製造品出荷額は900億円前後で推移している。

### 3-3 観光

佐伯市は温暖な気候と豊かな自然環境に加え、それらが育む優れた食材と加工食品等の観光資源が豊富である。令和5年度(2023)からは、佐伯市の豊かな山・川・海を基礎とした自然の循環を体験できる観光プログラムの造成や情報発信を通じて、100年後も人の営みで豊かな浦を残すための100の観光アクションを生み出すことを目的とした観光コンセプト「浦100」がスタートし、コロナ禍で減少した来訪者数、宿泊者数の回復に繋がっている。

表2-1 観光施設等来訪者数(数値は『さいきツーリズム戦略2024-2028』より引用)

年度	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
来訪者数	116万人	116万人	114万人	120万人	126万人

表2-2 宿泊者数(数値は『さいきツーリズム戦略2024-2028』より引用)

年度	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
宿泊者数 (外国人数)	136,309人 (3,988人)	104,244人 (1,745人)	115,653人 (1,442人)	144,497人 (690人)	160,117人 (2,506人)

佐伯城跡は平成29年(2017)に「続日本100名城」に選定されており城郭ファンの来訪者も多く、旅行会社が企画する「城をめぐるツアー」のコースにも設定されている。史跡佐伯城跡周辺は「歴史と文学の道(山際通り)」のように歴史的な風情を残す町並みとなっており、佐伯市は「佐伯市歴史資料館」や「城下町佐伯国木田独歩館」等の歴史文化施設を整備している。旧城下町では毎年3月下旬もしくは4月上旬の土日に「さいき桜まつり」が開催されており、大名行列や舞踊隊のパレードは春の風物詩となっている。さらに、佐伯市では史跡佐伯城跡、城山、城下町等の文化資源を活用した観光を推進しており、サイクルツーリズムの「佐伯まちポタコース」に設定されるなど、佐伯市の歴史に触れることができる観光拠点となっている。



さいき桜まつり

### 3-4 交通

佐伯市域には、佐伯市と大分県の県庁所在地である大分市を結ぶ国道10号と国道217号、宇目地区を通り宮崎県延岡市に至る国道326号、蒲江地区から宮崎県を經由し熊本県に至る国道388号の4本の国道が走る。さらに、平成27年(2015)に佐伯市を南北に縦断する東九州自動車道が開通し、自動車が有効な移動手段となっている。

公共交通機関にはJR日豊本線と佐伯市が運営するコミュニティバスがある。鉄道はJR日豊本線が通り、佐伯市内には佐伯駅をはじめ9つの駅があり、各駅停車の普通列車と佐伯駅のみに停車する特急列車が運行している。コミュニティバスは佐伯地区を中心に16路線を運行しており、弥生・本匠、宇目、直川地区では7時から18時の間で事前の予約に応じて運行する区間がある。

また、佐伯港と大入島<sup>おおにゅうしま</sup>を結ぶ航路、佐伯港と大島<sup>やかたしま</sup>を結ぶ航路、蒲江港から屋形島<sup>ふかしま</sup>、深島<sup>ふかしま</sup>を結ぶ航路があり、複数ある離島との唯一の交通機関となっている。

史跡佐伯城跡へのアクセスは自動車の場合、佐伯IC及び佐伯堅田ICから約15分で到着し、佐伯市歴史資料館の駐車場に駐車することができる。公共交通機関の場合はJR佐伯駅からコミュニティバスの大手前停留所まで約6分、下車後徒歩5分で登城口である三の丸櫓門に到着する。



図2-9 史跡佐伯城跡周辺の交通網  
 (「国土数値情報(道路、鉄道、港湾データ)」(国土交通省)を加工して作成)

## 3-5 関係法令等

史跡佐伯城跡に関する法規制等は以下のとおりである。

表2-3 関係法令等による規制等

根拠法令	区域等の名称	概要
文化財保護法	史跡	史跡指定範囲において、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は文化庁長官の許可を受ける必要がある。
	周知の埋蔵文化財包蔵地	城山のほぼ全域が埋蔵文化財包蔵地として登録されており、調査のための発掘や土木工事等の開発事業を行う場合は文化庁長官に事前の届出を行う必要がある。
大分県文化財保護条例	大分県指定有形文化財	三の丸櫓門が昭和51年(1976)3月30日に「佐伯城三ノ丸櫓門」として指定された。現状変更等の行為を行う場合は大分県教育委員会の許可が必要である。
	大分県指定天然記念物	雄池、雌池がオオイタサンショウウオの標準産地となっており、昭和41年(1966)3月22日に佐伯城山のオオイタサンショウウオとして指定された。現状変更等の行為を行う場合は大分県教育庁の許可が必要である。
都市計画法	第一種住居地域	三の丸が指定されており、建ぺい率、容積率、道路斜線・隣地斜線・日影に関する高さに制限がかけられている。
都市公園法 佐伯市都市公園条例	都市公園	城山の約44haの範囲が指定されており、竹木の伐採・たい積、指定場所以外への車両の乗り入れ・駐車等の行為が禁止されている。また、営利行為や催し等を行う場合は佐伯市長の許可が必要である。
景観法 佐伯市景観条例	景観形成重点地区	城山が指定されており、大規模な建造物、工作物の新設、大規模な土地の区画形質の変更を行う場合は事前協議の後、着手30日前までに佐伯市長に届出を行う必要がある。また、届出対象行為に限らず全ての行為において、景観形成基準が定められている。
大分県環境緑化条例	大分県指定緑化地域	城山が指定されており、伐採行為や土地の開墾等の土地形質の変更を行う場合は、大分県知事に事前の届出を行う必要がある。

根拠法令	区域等の名称	概要
森林法	風致保安林 保健保安林 土砂流出防備保安林	城山（北斜面の一部を除く）が指定されており、立木の伐採、損傷、下草・落葉・落枝の採取、土石・樹根の採掘、開墾等の土地の形質を変更する行為を行う場合は、大分県知事の許可を受ける必要がある。
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	城山が指定されており、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を行う場合は、条件に応じて環境大臣または大分県知事の許可を受ける必要がある。
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域	城山（山裾部）が指定されており、居室を伴う建造物の構造が基準を満たすものとなっているかどうか建築主事に申請書を提出し確認を受ける必要がある。
	土砂災害警戒区域	三の丸が指定されており、土砂災害ハザードマップによる周知の徹底等が義務付けられている。
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	城山南西の西谷区域が指定されており、急傾斜地崩壊防止施設以外の工作物等の新築・改良や掘削、盛土、伐採等の急傾斜地の崩壊を助長・誘発する恐れのある行為を行う場合は大分県知事の許可を受ける必要がある。

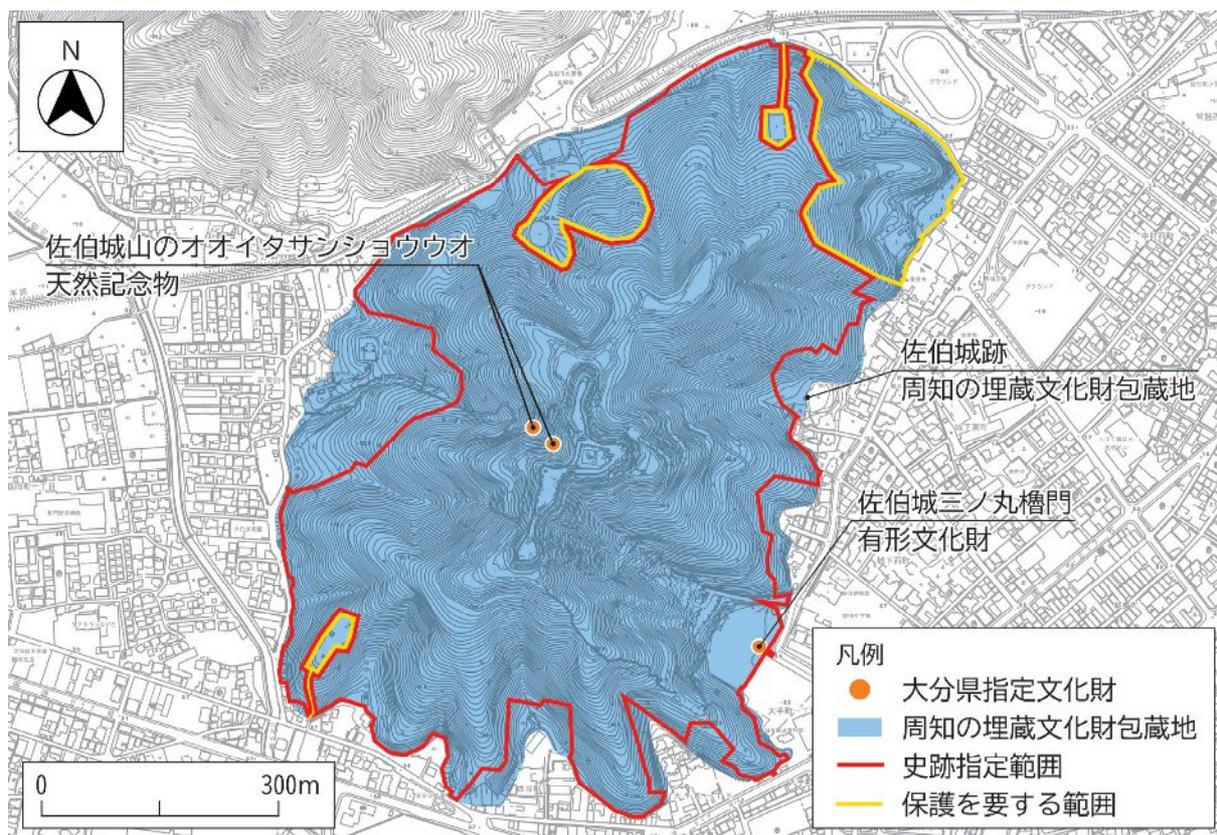


図2-10 周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲、大分県指定文化財の位置

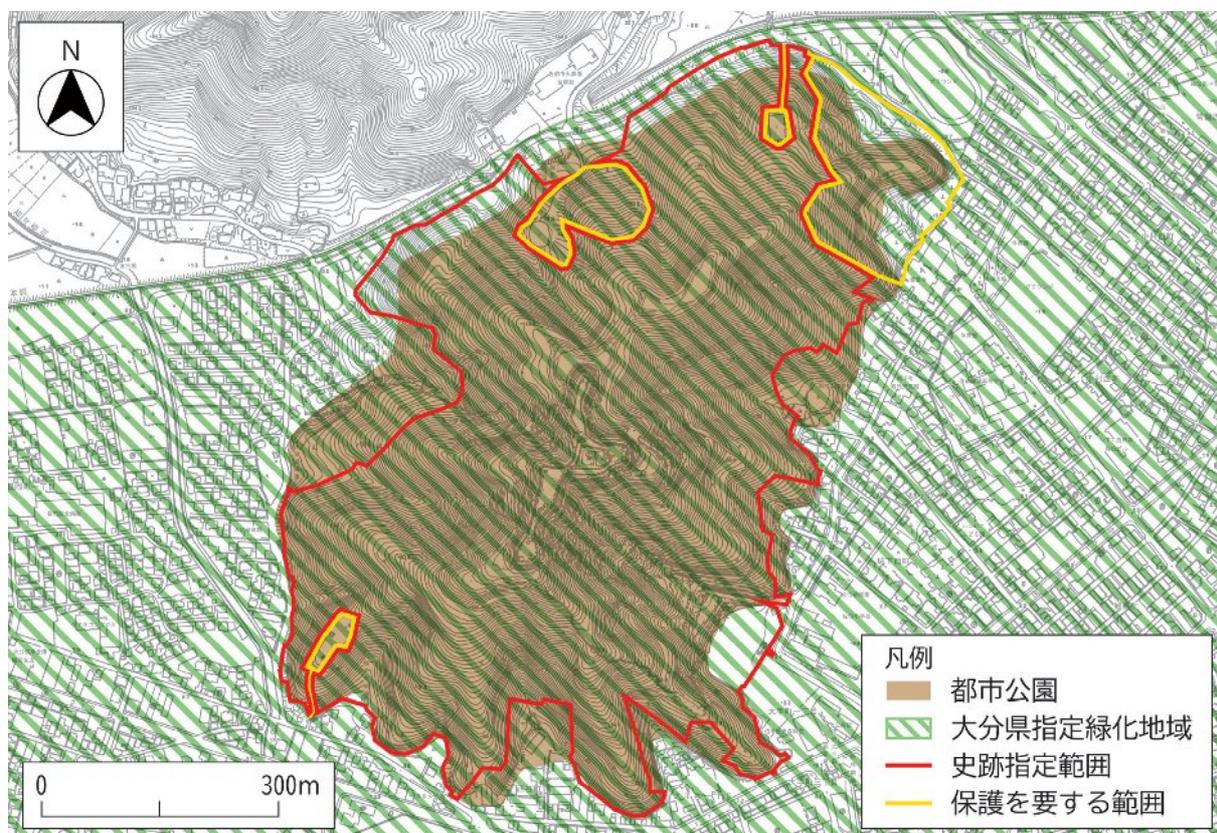


図2-11 都市公園、大分県指定緑化地域の範囲

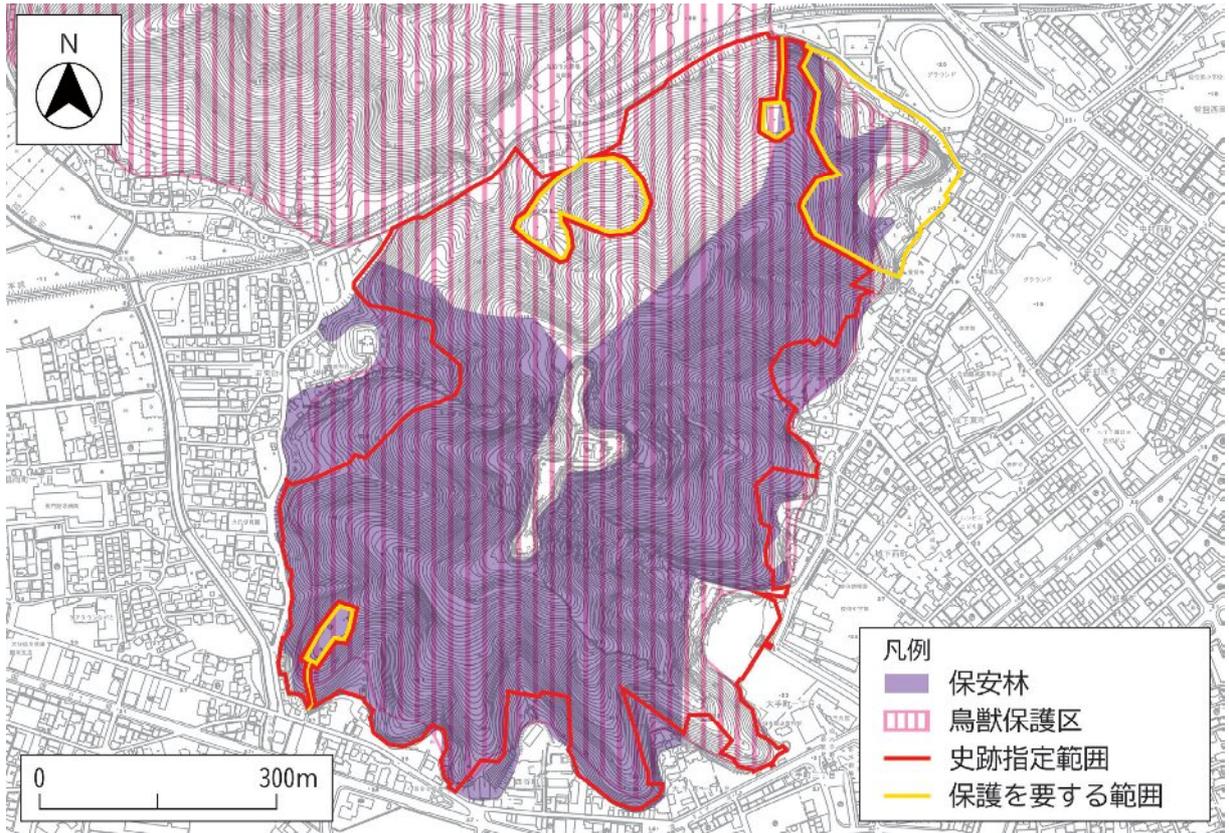


図2-12 保安林、鳥獣保護区の範囲

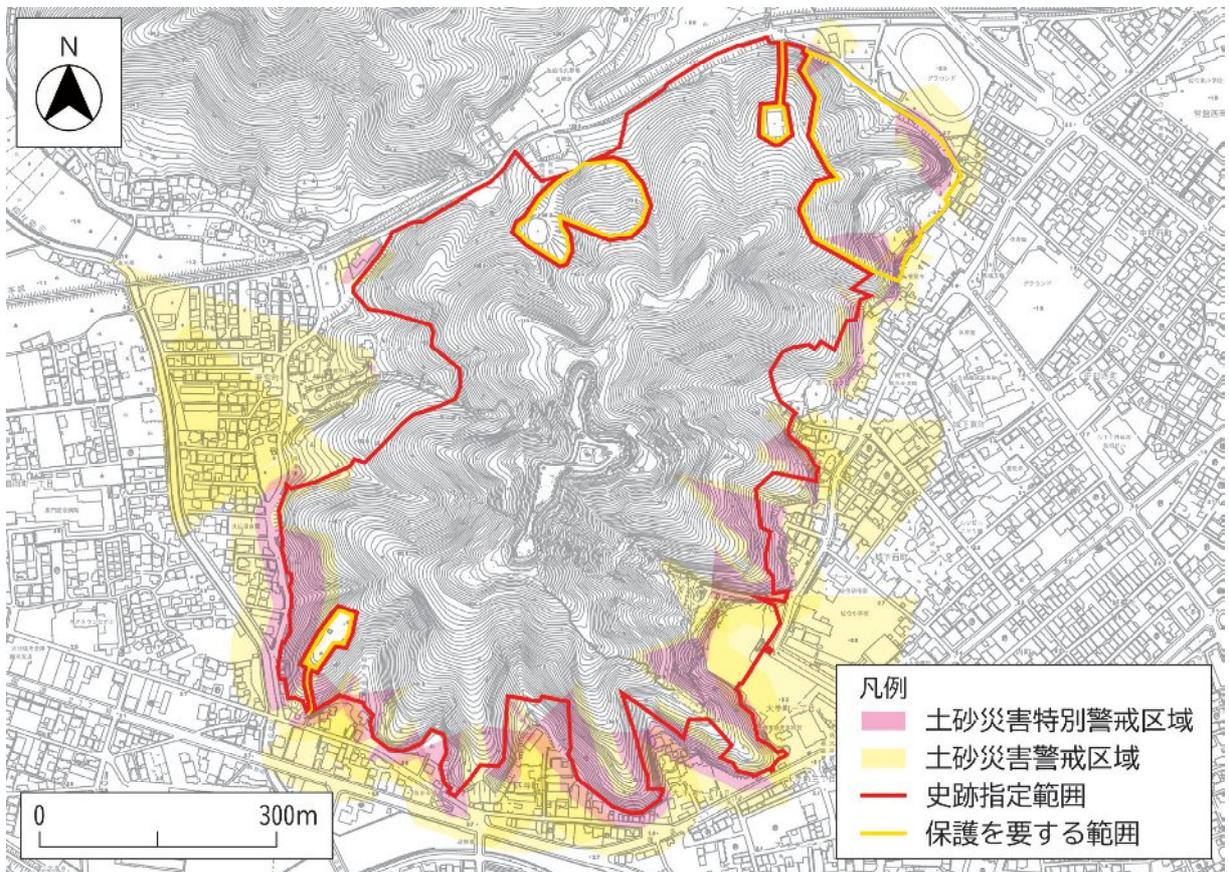


図2-13 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域の範囲  
 (「国土数値情報(土砂災害警戒区域データ)」(国土交通省)を加工して作成)

## 第4節 周辺の文化財

佐伯市内には令和6年（2024）5月現在、国指定6件、県指定38件、市指定220件、国登録4件、県選択1件の計269件の指定等文化財が所在する。さらに、令和5年（2023）の地域計画策定時に把握した未指定の歴史文化資源<sup>※1</sup>は、有形文化財2,442件、民俗文化財2,394件、記念物325件の計5,161件に上る。

史跡佐伯城跡の指定範囲内には「佐伯城山のオオイタサンショウウオ」（県指定天然記念物）や「佐伯城三ノ丸櫓門」（県指定有形文化財）、周辺には「白瀉遺跡」（県指定史跡）や「白瀉遺跡出土櫛描文壺形土器」（市指定有形文化財）、「旧坂本家住宅」（市指定有形文化財）、「毛利家御居間」（市指定有形文化財）、「三府御門」（市指定有形文化財）、「安井」（市指定史跡）、「中島子玉墓」（市指定史跡）といった指定文化財が所在する。また、周知の埋蔵文化財包蔵地である佐伯城跡及び佐伯城下町が広がっている。佐伯市歴史資料館では県指定の「蔵骨器」や「常楽寺鰐口」、市指定の「矢野龍溪自筆書幅」や「御城下分見明細図絵」、「盛嶽文書」に加え、未指定の佐伯城跡出土遺物や佐伯城跡を詳細に描いた「御城并御城下絵図」、佐伯藩の家老が藩の歴史や重要事項を整理した「温故知新録」、旧藩主家から寄贈を受けた「佐伯藩政史料」等の史跡佐伯城跡に関する歴史資料を収蔵している。

地域計画では関連歴史文化資源群を設定し、「⑦佐伯の殿様浦でもつ 佐伯藩と毛利家」「⑧初代佐伯藩主 毛利高政」で佐伯藩に関する歴史文化資源を整理しており、史跡佐伯城跡が構成歴史文化資源となっている。この2件の関連歴史文化資源群の構成歴史文化資源は以下のとおりである。

表2-4 関連歴史文化資源群⑦⑧の構成歴史文化資源（『佐伯市文化財保存活用地域計画』より引用）

名称	分類	指定	関連歴史文化資源群
佐伯城三ノ丸櫓門	有形（建造物）	県指定	⑦
旧坂本家住宅	有形（建造物）	市指定	⑦
毛利家御居間	有形（建造物）	市指定	⑦
三府御門	有形（建造物）	市指定	⑦
標柱「是從東佐伯領」	有形（建造物）	市指定	⑦
毛利家墓所石塔群	有形（建造物）	未指定	⑦、⑧
御城下分見明細図絵	有形（古文書）	市指定	⑦
毛利高政書状	有形（古文書）	市指定	⑦、⑧
赤木村大庄屋の御用日記	有形（古文書）	市指定	⑦
楠本の庄屋古文書	有形（古文書）	市指定	⑦
温故知新録	有形（古文書）	未指定	⑦、⑧
御城并御城下絵図	有形（古文書）	未指定	⑦
高標書「山号額」	有形（書跡）	市指定	⑦

<sup>※1</sup>地域計画において、文化財保護法で定義されている「文化財」に加え、その周囲にあって佐伯市民のアイデンティティを構成する多様な「もの」、「こと」等を幅広く「歴史文化資源」と定義している。

名称	分類	指定	関連歴史文化資源群
佐伯文庫	有形（典籍）	未指定	⑦
毛利家資料	有形（歴史資料）	未指定	⑦、⑧
佐伯藩政史料	有形（歴史資料）	未指定	⑦、⑧
佐伯城跡	史跡	国指定	⑦、⑧
佐伯城下町	史跡	未指定	⑦、⑧
船頭町の大楠	天然記念物	未指定	⑦

※文化財保護法による指定に関わらず地域計画での分類に準拠している

これらの歴史文化資源のうち史跡佐伯城跡に深く関連する要素である佐伯城三ノ丸櫓門、住吉御殿（三の丸御殿玄関）、さらに佐伯城下町では安井、毛利家墓所、寺院（養賢寺、久成寺、善教寺、大目寺、潮谷寺）、神社（住吉神社、若宮八幡宮）を現在も見る事ができる。また、佐伯城下町では、武家屋敷跡、馬場の土手・長堤跡等の遺構が確認されている。なお、若宮八幡宮は城山山頂で創祀されたが、佐伯城の築造に伴い慶長9年（1604）に現在の位置に遷座したとされる。

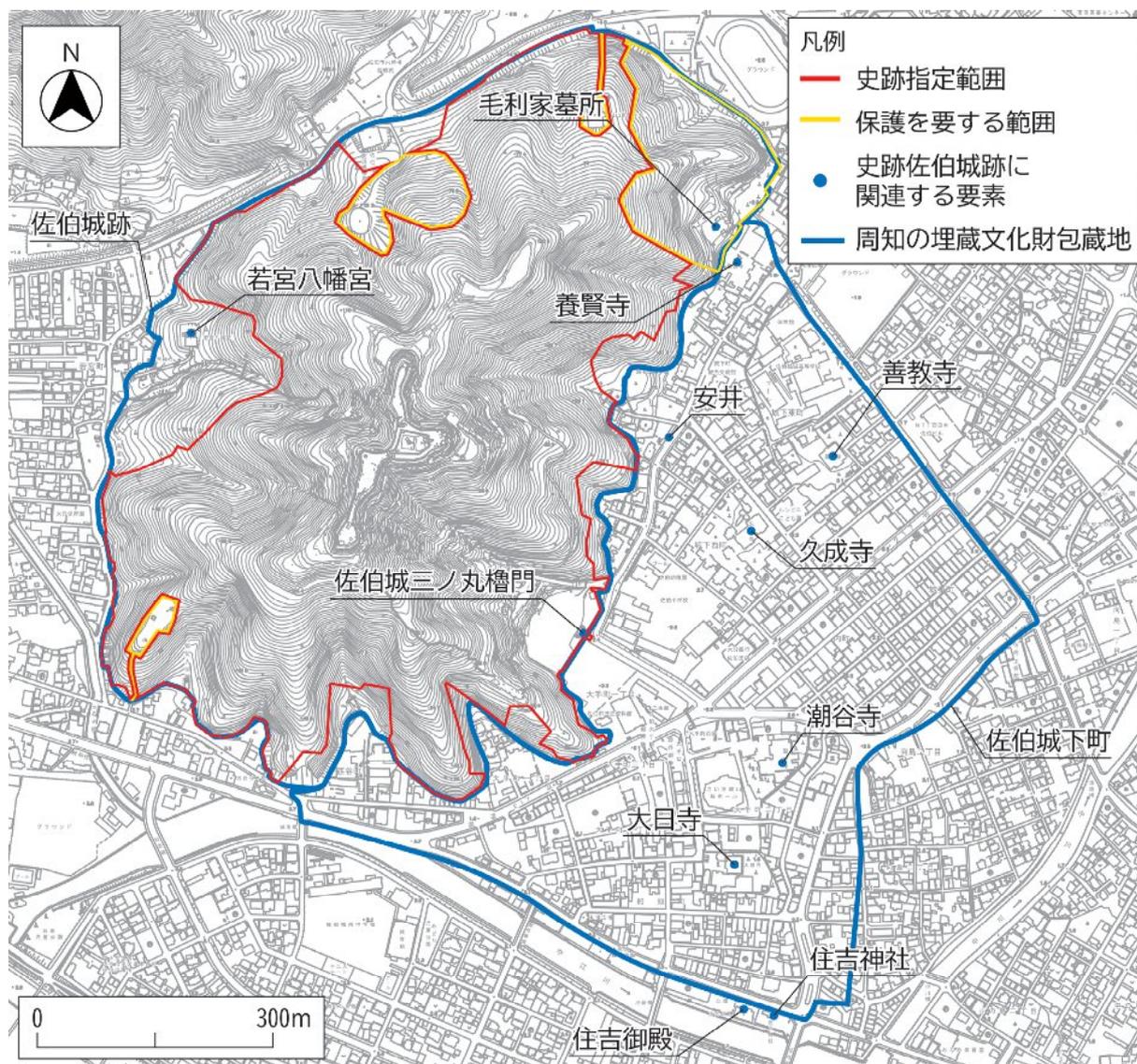


図2-14 史跡佐伯城跡に関連する要素